

人事委員会年報

平成29年度
(平成30年4月1日現在)

岩手県人事委員会

目 次

第1	平成29年度における人事委員会の活動概要	1
第2	人事委員会	
1	人事委員	3
2	人事委員会会議	
(1)	年間開催状況	3
(2)	審議事項	5
3	条例案等に対する意見	10
4	人事委員会規則、告示等の制定・改廃状況	12
5	委員会の調査活動	15
第3	事務局	
1	事務局	
(1)	組織	17
(2)	事務分掌	17
(3)	事務局職員の配置	18
(4)	事務局職員一覧表	19
(5)	予算	20
(6)	主な行事・業務の状況	21
(7)	諸会議等	24
2	任用関係事務	
(1)	概況	29
(2)	職員採用試験の実施状況	30
(3)	選考による採用、昇任及び転任	38
3	給与関係事務	
(1)	平成29年の給与等の報告及び勧告	41
(2)	初任給等規則の規定に基づく承認事務	49
(3)	職員の状況	50
4	分限及び懲戒	
(1)	分限処分の状況	57
(2)	懲戒処分の状況	57
5	審査関係事務	
(1)	公平審査関係	59
(2)	職員苦情相談	60
(3)	職員団体関係	61
(4)	労働基準監督関係	61
(5)	公平事務委託市町村等の事務の受託状況	63
(6)	退職管理関係	63
6	参考資料	
(1)	初任給基準表	65
(2)	級別職務区分表	67
(3)	給料の特別調整額	87
(4)	職員の昇格実施基準	95
(5)	管理職員等の範囲	96
(6)	登録職員団体一覧	108
(7)	号別区分表	109
(8)	市町村等公平事務委託状況一覧	110

第1 平成29年度における人事委員会の活動概要

平成29年度における人事委員会の会議は、定例会21回、臨時会4回の計25回開催し、121案件について審議を行った。

なお、条例案に対する意見についての回答は10件であった。

任用関係では、Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種並びに警察官A（男性・女性）、警察官B（男性・女性）採用試験を実施し、それぞれの採用候補者を決定した。

また、Ⅰ種試験のうち4職種及びⅢ種試験のうち1職種において、追加による採用を行うため特別募集を実施したほか、平成23年度から7年度連続となる任期付職員採用試験を実施した。

これら試験の実施結果の概況は、申込者総数が2,194人（前年度比196人減）、受験者総数が1,768人（前年度比206人減）と前年度を下回った。最終合格者の受験者に対する平均倍率は3.9倍で、前年度より0.7ポイント下回った。

採用選考は、公募による身体障がい者を対象とした選考のほか、警察官（武道指導）採用選考、県職員（スポーツ経験者）採用選考、岩手県任期付職員経験者採用選考を実施した。

給与関係では、民間給与実態調査及び職員給与実態調査を実施し、調査結果等に基づき公民比較、国、他県比較、生計費の算定等を行い、平成29年10月13日に知事及び議会に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

勧告においては、給与改定については、民間給与との較差（0.15%）に基づき、若年層に重点を置きながら給料表全体の水準の引上げを行うこと、民間の支給割合に見合うよう期末手当・勤勉手当を引き上げること（勤勉手当0.05月分）とした。

公務運営に関する事項においては、有為な人材の確保、長時間勤務の解消、両立支援の推進、高齢職員の能力及び経験の活用等の公務運営に関する事項について報告を行った。

公平審査関係では、審査請求事案は、平成29年度新たに係属した事案はなく、平成29年度末の係属件数は0件である。

職員苦情相談については、受理件数が43件となり、前年度（33件）より10件増加した。

また、平成28年4月から施行された再就職者による現職職員への依頼等の規制関係では、平成29年度は、働きかけを受けた職員からの届出及び第三者からの通報等はなかった。

市町村等の公平委員会の事務の受託関係については、管理職員等の指定、職員からの苦情相談などを行った。なお、受託市町村等は平成30年4月1日現在で、13市15町4村、21一部事務組合、3広域連合の合計56団体となっている。

このほか、全国人事委員会連合会総会、東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議、同協議会委員・事務局長合同会議等に参加して、他県等の人事委員会との情報交換や共同研究を行った。

人 事 委 員 会

第2 人事委員会

1 人事委員

人事委員会の委員長及び委員は、次表のとおりである。

(平成30年4月1日現在)

職名	氏名	委員就任期間	備考
委員長	熊谷 隆司	平成24.10.12～ 平成26.7.18 (前委員長残任期間) 平成26.7.19～平成30.7.18	弁護士 委員長就任 平成24.10.12
委員	小原 忍	H27.7.3～H31.7.2	㈱岩手めんこいテレビ取締役副社長 ㈱岩手銀行社外監査役
委員	高橋 信	平成28.8.1～平成29.7.16 (前委員残任期間) 平成29.7.17～平成33.7.16	(一社)岩手県自動車会議所専務理事

2 人事委員会会議

本年度における人事委員会の会議の開催回数は、定例会21回、臨時会4回の計25回であった。

各月ごとの開催状況は、次のとおりである。

(1) 年間開催状況

月別	開催回数		議案件数										議事件数	協議件数	報告件数
	定例	臨時	規則	告示等	通知	試験	審査	承認	勧告	意見	その他	計			
4	2		1	1				1				3			9
5	1											0			4
6	2					2				1		3			4
7	1											0			4
8	2					1						1		1	8
9	2	2				1						1		4	10
10	2								1			1		3	2
11	2					3				1		4		5	7
12	2		5									5			2
1	1											0			1
2	2							1		1		2		3	5
3	2	2	9	1		6		9			1	26		2	1
計	21	4	15	2	0	13	0	11	1	3	1	46	0	18	57

〔過去3年間の開催状況〕

年度別	開催回数		議 案 件 数										議事件数	協議件数	報告件数
	定例	臨時	規則	告示等	通知	試験	審査	承認	勧告	意見	その他	計			
H29	21	4	15	2	0	14	0	10	1	3	1	46	0	18	57
H28	21	5	23	1	0	13	1	15	1	2	5	61	1	31	60
H27	21	6	38	2	1	13	10	6	1	1	2	73	0	35	59

(2) 審議事項

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
1	29.4.4 (火) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般職の任期付職員の採用の専決処理に関し承認を求めることについて <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 解雇予告除外認定について 2. 労働基準法別表第一の号別区分についての覚書別表（号別区分表）の補正について 3. 平成29年度事業（事務）計画について 4. 平成28年度懲戒処分及び分限処分の状況について
2	29.4.20 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2. 級別職務区分表の告示の一部改正について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成29年職種別民間給与実態調査の実施概要について 2. 平成28年度採用候補者名簿からの採用状況について 3. 平成29年度岩手県職員採用I種試験及びIII種試験（特別募集）の申込状況について 4. 平成29年度岩手県人事委員会事務局業務方針について 5. 労働経済指標等の動向について
3	29.5.11 (木) (定例)	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成28年岩手県人事委員会報告・勧告事項の状況について 2. 職員からの苦情相談の状況について 3. 関係労働団体からの要請について 4. 平成29年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議の概要について
4	29.6.8 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成29年度岩手県職員採用III種候補者名簿（特別募集）を確定することについて <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成29年度岩手県職員採用I種試験の申込状況について 2. 平成29年度岩手県職員及び岩手県警察官採用選考の実施について
5	29.6.28 (水) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 条例案に対する意見について 2. 平成29年度岩手県職員採用I種候補者名簿（特別募集）を確定することについて <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成29年度岩手県警察官A採用試験の申込状況について 2. 平成29年6月県議会定例会の会期・日程等について
6	29.7.4 (火) (定例)	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成29年職種別民間給与実態調査の実施状況について 2. 平成29年度岩手県職員採用I種試験第1次試験の実施状況について 3. 平成28年度職員の超過勤務及び年次休暇取得の状況について 4. 第125回全国人事委員会連合会総会の概要について

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
7	29.8.10 (木) (定例)	報告事項 1. 平成 29 年人事院勧告の概要について 2. 平成 29 年度岩手県職員採用 I 種及びⅢ種候補者名簿（特別募集）からの採用状況について 3. 平成 29 年度岩手県職員採用 I 種試験第 2 次試験の実施状況について 4. 平成 29 年度岩手県警察官 A 採用試験第 1 次試験の実施状況について 5. 岩手県人事委員会の業務の状況の報告について 6. 人事委員会ホームページのリニューアルについて
8	29.8.24 (木) (定例)	議案 1. 平成 29 年度岩手県職員採用 I 種候補者名簿を確定することについて 協議事項 1. 平成 29 年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1. 平成 29 年度身体障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の実施について 2. 関係労働団体からの要請について
9	29.9.7 (木) (臨時)	議案 1. 平成 29 年度岩手県警察官採用候補者名簿（警察官 A）を確定することについて 協議事項 1. 平成 29 年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1. 平成 29 年度岩手県警察官（武道指導（大卒程度））採用選考の実施結果について 2. 平成 29 年度岩手県職員（スポーツ経験者）採用選考の実施結果について 3. 平成 29 年度岩手県職員（任期付職員経験者）採用選考の実施結果について 4. 平成 29 年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議の概要について
10	29.9.14 (木) (定例)	協議事項 1. 平成 29 年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1. 平成 29 年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験及び警察官 B 採用試験の申込状況について 2. 平成 29 年度岩手県任期付職員採用試験の申込状況について 3. 平成 29 年度第 1 回現場職員の声を聴く会の概要について
11	29.9.21 (木) (臨時)	協議事項 1. 平成 29 年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1. 関係労働団体からの要請について 2. 平成 29 年 9 月県議会定例会の会期・日程等について
12	29.9.28 (木) (定例)	協議事項 1. 平成 29 年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1. 関係労働団体からの要請について

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
13	29.10.6 (金) (定例)	協議事項 1. 平成29年職員の給与等に関する報告及び勧告について 2. 関係労働団体からの要請について 3. 平成29年9月県議会定例会の状況について
14	29.10.13 (金) (定例)	議案 1. 平成29年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1. 平成29年度岩手県警察官B採用試験及び岩手県任期付職員採用試験第1次試験の実施状況について 2. 平成29年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験第1次試験の実施状況について
15	29.11.9 (木) (定例)	議案 1. 平成29年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種候補者名簿を確定することについて 2. 平成29年度岩手県任期付職員採用候補者名簿を確定することについて 報告事項 1. 給与に関する動向について 2. 解雇予告除外認定について 3. 職員からの苦情相談の状況について 4. 岩手県獣医師会からの要請書について
16	29.11.30 (木) (定例)	議案 1. 平成29年度岩手県警察官採用候補者名簿（警察官B）を確定することについて 2. 条例案に対する意見について 協議事項 1. 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 2. 初任給調整手当に関する規則の一部改正について 3. 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について 4. 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 5. 職員の育児休業等に関する規則の一部改正について 報告事項 1. 平成29年度岩手県警察官（武道指導（高卒程度））採用選考の実施結果について 2. 労働基準及び労働安全衛生に関する事業場調査結果について 3. 平成29年12月県議会定例会の会期・日程等について
17	29.12.12 (火) (定例)	議案 1. 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 2. 初任給調整手当に関する規則の一部改正について 3. 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について 4. 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 5. 職員の育児休業等に関する規則の一部改正について

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
18	29.12.21 (木) (定例)	報告事項 1. 平成29年度身体障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の実施結果について 2. 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について
19	30.1.25 (木) (定例)	報告事項 1. 解雇予告除外認定について
20	30.2.7 (水) (定例)	議案 1. 職員の勤務延長の延長について 協議事項 1. 岩手県議会2月定例会に提案される条例案について 2. 職の新設等に伴う格付け（給料の特別調整額等）について 3. 平成30年度岩手県職員採用試験等の実施について 報告事項 1. 公務員の給与の状況について
21	30.2.21 (水) (定例)	議案 1. 条例案に対する意見について 報告事項 1. 平成29年岩手県人事委員会報告・勧告事項の状況について 2. 関係労働団体からの要請について 3. 平成29年度第2回現場職員の声を聴く会の概要について 4. 平成30年2月県議会定例会の会期・日程等について
22	30.3.2 (金) (臨時)	議案 1. 職員の懲戒の手続及び効果等に関する規則の一部改正について 2. 岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正について 3. 平成30年度岩手県職員採用Ⅰ種採用試験（特別募集）の実施について 4. 平成30年度岩手県職員採用Ⅲ種試験（特別募集）の実施について 5. 職員の選考による採用及び職務の級の決定について 6. 職員の選考による昇任に係る職務の級の決定について 協議事項 1. 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について 2. 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について
23	30.3.8 (木) (定例)	議案 1. 特地勤務手当等に関する規則の一部改正について 2. へき地手当等に関する規則の一部改正について 3. 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 4. 職員の選考による昇任の決定について 5. 職員の勤務延長の期限の延長について 6. 一般職の任期付職員の採用について

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
24	30.3.14 (水) (臨時)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について 2. 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について 3. 職員の選考による昇任及び転任に係る職務の級の決定について 4. 職員の選考による昇任の決定について 5. 給料の特別調整額の適用区分を1種上位とすることについて承認することについて
25	30.3.22 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2. 給料の特別調整額に関する規則の一部改正について 3. 級別職務区分表の告示の一部改正について 4. 平成30年度岩手県職員採用I種試験の実施について 5. 平成30年度岩手県職員採用II種試験の実施について 6. 平成30年度岩手県職員採用III種試験の実施について 7. 平成30年度岩手県警察官採用試験の実施並びに警視総監、千葉県人事委員会及び神奈川県警察本部長との警察官採用試験の第1次試験の共同実施について 8. 校長等の採用による職務の級等の決定について 9. 事務局職員の人事について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事務局職員の人事について

3 条例案等に対する意見

県議会から条例案について意見を求められ、次のとおり回答した。

意見提出 年月日	件名	内容	意見
29.6.28	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第5号）	雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国の例に準じて、退職した職員であってその者を雇用保険法に規定する被保険者とみなしたならば同法に規定する個別延長給付又は地域延長給付を受けることができるものに対し、これらに相当する失業者の退職手当を支給することができることとする等所要の改正をすること。	平成29年6月22日付け議第68号により意見を求められた下記条例案については、適当なものと認められます。
29.11.30	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（議案第3号）	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員がその養育する子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合について定めるとともに、併せて所要の整備をすること。	平成29年11月27日付け議第241号により意見を求められた下記条例案については、適当なものと認められます。
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第55号）	特定任期付職員の給料月額の設定をすること。	
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第56号）	任期付研究員の給料月額の設定をすること。	
	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第57号）	一般職の職員の給料月額、初任給調整手当の支給限度額及び勤勉手当の支給割合の改定をすること。	
	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第59号）	市町村立学校職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定をすること。	

意見提出 年 月 日	件 名	内 容	意 見
30. 2. 21	一般職の職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例 (議案第 25 号)	諸般の情勢に鑑み、管理又は 監督の地位にある職員の平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月まで の間に支給されるべき給料の特 別調整額を減額すること。	平成30年 2 月 14 日付け議 第320号により意見を求めら れた下記条例案につきまし ては、適当なものと認められ ます。
	一般職の職員の特殊勤務手当 に関する条例の一部を改正す る条例 (議案第 26 号)	環境衛生検査等業務手当、有 害物取扱手当、公害防止等業務 手当及び用地交渉等手当の支給 範囲を拡大し、刑事作業手当の 支給限度額を引き上げ、並びに 国の例に準じて、特定大規模災 害に対処するための作業に従事 した職員に係る災害応急作業等 手当及び刑事作業手当に関する 特例措置を講じる等所要の改正 をすること。	なお、議案第25号及び第57 号の条例案による給料の特 別調整額及び管理職手当の 一部を減額する措置につい ては、本県の諸般の情勢に鑑 み行う特例的な措置であり、 やむを得ないと考えますが、 当該措置は平成17年度から 長期にわたって実施されて いることから、本委員会とし ては、職員の士気等に及ぼす 影響を考慮し、早期に勧告に 基づく給与水準が確保され るよう望むものであります。
	職員の退職手当に関する条例 等の一部を改正する条例 (議 案第 27 号)	退職手当に係る官民均衡を図 るために設けられている「調整 率」を、国に準じて「100 分の 87」から「100 分の 83.7」まで 引き下げる等所要の改正をする こと。	
	市町村立学校職員の給与等に 関する条例の一部を改正する 条例 (議案第 57 号)	諸般の情勢に鑑み、管理又は 監督の地位にある職員の平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月まで の間に支給されるべき管理職手 当を減額すること。	

4 人事委員会規則、告示等の制定・改廃状況

平成 29 年度に行った人事委員会規則の制定・改廃の内容は、次のとおりである。

(1) 規則

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
29. 4. 28 規則第 13 号	公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	29. 4. 28	公平事務委託市町村等の組織改編に伴い、所要の改正を行った。
29. 12. 21 規則第 14 号	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	30. 1. 1	教員特殊業務手当の一部の引上げに伴い、所要の改正を行った。
29. 12. 21 規則第 15 号	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	29. 12. 21 (29. 4. 1 適用)	給与条例の一部改正に伴い、初任給調整手当の月額について、所要の改正を行った。
29. 12. 21 規則第 16 号	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	29. 12. 21 (29. 12. 1 適用) (30. 1. 1 施行)	給与条例及び給与等条例の一部改正により、勤勉手当の支給割合が引上げられること等に伴い、所要の改正を行った。
29. 12. 21 規則第 17 号	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	29. 12. 21 (29. 4. 1 適用) (30. 1. 1 施行)	給与条例及び給与等条例の一部改正による給料表改定等に伴い、所要の改正を行った。
29. 12. 21 規則第 18 号	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	29. 12. 21	職員の育児休業等に関する条例の一部改正により、非常勤職員が養育する子が 2 歳に達する日まで育児休業することができる場合として人事委員会規則で定める場合によると規定されたこと等に伴い、所要の改正を行った。
30. 3. 13 規則第 1 号	職員の懲戒の手續及び効果等に関する規則の一部を改正する規則	30. 4. 1	地方独立行政法人法の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
30. 3. 28 規則第 2 号	岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	30. 10. 1	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関係法律の改正及び個人情報保護条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
30. 3. 30 規則第 3 号	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	30. 4. 1 (30. 3. 28 施行)	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴い、特定大規模災害等に対処するための作業に従事した職員に係る災害応急作業等手当及び刑事作業手当（死体処理作業）の特例措置等について、所要の改正を行った。
30. 3. 30 規則第 4 号	給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則	30. 4. 1	知事部局の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
30. 3. 30 規則第 5 号	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	30. 4. 1	へき地学校、準へき地学校及び指定学校の統廃合等に伴い、所要の改正を行った。

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
30.3.30 規則第6号	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	30.4.1	給与条例及び給与等条例の一部改正により、勤勉手当の支給割合が引き上げられたこと等に伴い、勤勉手当の成績率について、所要の改正を行った。
30.3.30 規則第7号	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	30.4.1	県の組織改編等に伴い、各任命権者から内申があった職について、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等とする所要の改正を行った。
30.3.30 規則第8号	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	30.4.1	国の規則改正に準じ、所要の改正を行った。
30.3.30 規則第9号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	30.4.1	子の看護休暇の対象者に「配偶者、父母、配偶者の父母」を加える等、所要の改正を行った。

(2) 告示

制定年月日 番 号	告 示 名	施 行 年月日	概 要
29.4.28 告示第3号	級別職務区分表の一部を改正する告示	29.4.28 (29.4.1適用)	知事部局の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
30.3.30 告示第1号	級別職務区分表の一部を改正する告示	30.4.1	知事部局及び警察本部の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。

(3) 通知

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
29.4.10 人委職第6号	「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用等について」の一部改正について	29.4.10	児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
29.12.21 人委職第207号	「職員の育児休業等に関する規則の運用等について」の通知について	29.12.21	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日について、条例で定める場合においては、その養育する子が1歳6か月に達する日から2歳に達する日まで延長することができることとされたこと等に伴い、所要の改正を行った。

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
29.12.21 人委職第209号	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	29.12.1	給与条例等の一部改正に伴い勤勉手当に係る成績率及び勤勉手当の額の総額の範囲等、所要の改正を行った。
29.12.21 人委職第210号	職員の給料の調整額に関する規則の調整基本額について	29.4.1	給与条例等の一部改正に伴い、職員の給料の調整額の調整基本額を定めた。
29.12.21 人委職第211号	給与条例等の一部改正に伴う差額の支給等について	29.12.21	給与条例等の一部改正に伴い、平成29年4月1日に遡及して支給される給与と既に支給された給与との差額の支給等について、必要な事項を定めた。
29.12.21 人委職第212号	給与条例等の改正に伴い平成28年改正条例附則第6項から第8項まで等の規定による給料の額が減少した場合等における職員に対する通知について	29.12.21	給与条例等の改正に伴い平成29年改正条例附則第6項から第8項まで等の規定による給料の額が減少した場合等における職員に対する通知について必要な事項を定めた。
30.3.30 人委職第262号	「特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の運用について」の通知の一部改正について	30.4.1	特地勤務手当等に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
30.3.30 人委職第263号	「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	30.4.1	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
30.3.30 人委職第264号	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	30.4.1	給与条例及び給与等条例の一部改正により、勤勉手当の支給割合が改正されたことに伴い、所要の改正を行った。

5 委員会の調査活動

(1) 現場職員の声を聴く会

人事委員会委員が県行政の第一線に赴き、現場の実態を視察するとともに、そこで働く職員から生の声を聞くことにより、県職員の業務や意識、生活に対する理解を深め、もって人事行政の適正かつ円滑な推進に資することを目的として実施した。

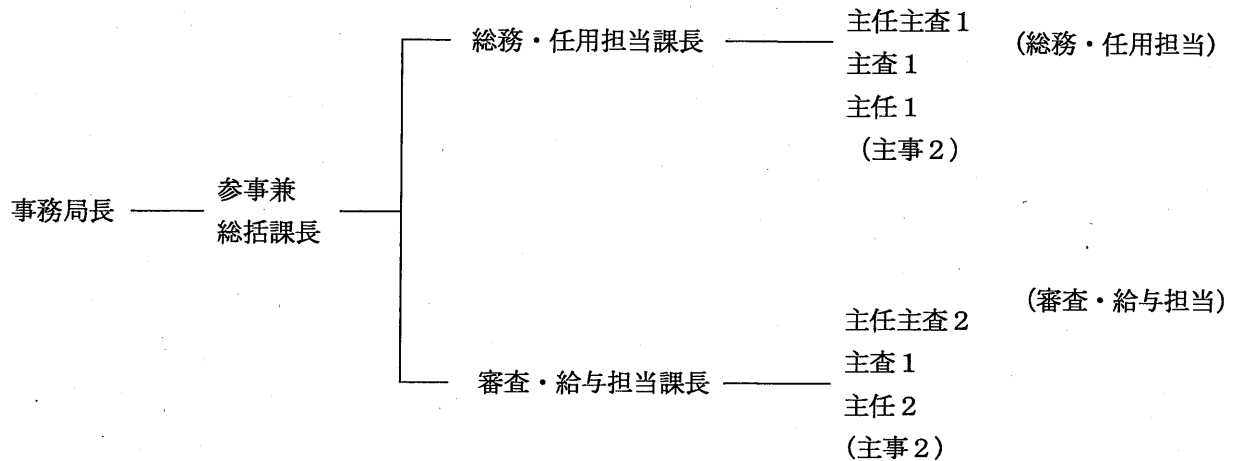
実施日	概要
平成 29 年 8 月 25 日 (金)	<p>1 調査公所名 岩手県立紫波総合高校 岩手県立盛岡南高校</p> <p>2 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概要説明及び施設見学 ・ 意見交換 <p>教職員の勤務状況について 教職員の負担軽減の取組について 就職・進学指導、部活動指導について 職員の勤務環境上の課題等について</p>
平成 30 年 1 月 25 日 (木)	<p>1 調査公所名 岩手県中央家畜保健衛生所 岩手県福祉総合相談センター</p> <p>2 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概要説明及び施設見学 ・ 意見交換 <p>職員の勤務状況について 専門職（獣医師、社会福祉・心理）の人材確保について 職員の勤務環境上の課題等について</p>

事 務 局

第3 事務局

1 事務局（平成30年4月1日現在）

(1) 組織



(2) 事務分掌

担当	分掌事務
総務・任用担当	1 人事委員会の会議に関すること。
	2 公印に関すること。
	3 事務局職員の任用、給与、その他人事に関すること。
	4 人事委員会の規則、訓令等の公布又は公表に関すること。
	5 行政文書の收受、審査、発送及び整理保存に関すること。
	6 物品の管理に関すること。
	7 予算経理に関すること。
	8 広報に関すること。
	9 人事記録に関することの管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
	10 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。
	11 職員の競争試験及び選考に関すること。
	12 職員の人事評価及び研修についての総合的企画及び勧告に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。
	13 情報公開に関する事務の総括に関すること。
	14 個人情報保護に関する事務の総括に関すること。
	15 審査・給与担当の事務に属さないこと。

担当	分 掌 事 務
審 査 ・ 給 与 担 当	1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する事 2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に関する事 3 職員に対する不利益処分についての審査請求に関する事 4 職員からの苦情相談に関する事 5 職員団体の登録に関する事 6 労働基準監督機関の職権に関する事 7 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度に ついての調査研究等に関する事 8 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関する事（総 務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。） 9 職員に対する給与の支払の監理に関する事 10 職員の人事評価及び研修についての総合的企画及び勧告に関する事（総務・任用担当 の分掌事務に係るものを除く。） 11 給料表についての報告及び勧告に関する事 12 その他法令又は条例に基づく人事委員会の所掌に属する事務のうち、審査又は給与に係 るものに関する事

(3) 事務局職員の配置

職員の定数は、岩手県定数条例（昭和27年条例第18号）に基づき、昭和40年以降19名とされていたが、行政改革の一環として行われた定数の見直しにより、昭和61年4月1日以降18名とされた。

なお、現員は、平成18年4月1日から17名、平成20年4月1日から事務局の組織改編に伴い、総務課が廃止され16名、平成21年4月1日から15名となっていたが、平成28年4月1日から16名となっている。

課・担当名	定数(実質)	現 員	備 考
事務局長	1	1	
職員課 総括課長	1	1	
総務・任用担当	6	6	総務・任用担当課長を含む。
審査・給与担当	8	8	審査・給与担当課長を含む。
計	16	16	

(注)現員は、平成30年4月1日現在の状況である。

(4) 事務局職員一覧表

職 名	氏 名	在職期間
事 務 局 長	菊池 透	29. 4. 1～
【職員課】		
参事兼総括課長	蛇口 秀人	29. 4. 1～
(総務・任用担当)		
総務・任用担当課長	吉原 武志	30. 4. 1～
主 任 主 査	千葉 雅子	30. 4. 1～
主 査	加藤 真知	29. 4. 1～
主 任	小笠原 暢子	27. 4. 1～
主 事	樋澤 浩也	28. 4. 1～
主 事	菊池 竜誓	29. 4. 1～
(審査・給与担当)		
審査・給与担当課長	嗟峨 真理子	30. 4. 1～
主 任 主 査	品川 孝文	28. 4. 1～
主 任 主 査	平野 朋子	29. 4. 1～
主 査	南館 聖子	30. 4. 1～
主 任	吉田 淳也	29. 4. 1～
主 任	佐々木 修平	27. 4. 1～
主 事	新屋 香織	30. 4. 1～
主 事	畠山 美祐	30. 4. 1～

(注) 在職期間は、人事委員会事務局職員として在職した期間である。

(5) 予算

人事委員会関係の予算は、次のとおりである。

ア 歳 入

(単位：千円)

科 目	平成30年度 当初額	平成 29 年 度			摘 要
		当初額	補正額	総 額	
1 4 諸 収 入	3,346	3,314	35	3,349	
5 受託事業収入	2,599	2,595	4	2,599	
1 受託事業収入	2,599	2,595	4	2,599	公平委員会事務受託
1 総 務	2,599	2,595	4	2,599	
8 雑 入	747	719	31	750	
4 雑 入	747	719	31	750	
2 総 務	747	719	31	750	雇用保険料 警察官採用試験共同実施負担金

イ 歳 出

(単位：千円)

科 目	平成30年度 当初額	平成 29 年 度			摘 要
		当初額	補正額	総 額	
2 総 務 費	153,505	155,967	2,978	158,945	
8 人事委員会費	153,505	155,967	2,978	158,945	
1 委員会費	6,848	6,938	△ 272	6,666	
1 報 酬	6,300	6,300	0	6,300	委員報酬 (3人)
9 旅 費	263	353	△ 222	131	
10 交 際 費	80	80	△ 50	30	
19 負担金補助 及び交付金	205	205	0	205	
2 事務局費	146,657	149,029	3,250	152,279	
2 給 料	63,608	58,806	2,736	61,542	職員 (16人)
3 職員手当等	36,252	33,534	1,908	35,442	職員手当
4 共 済 費	21,121	20,476	1,281	21,757	
7 賃 金	2,975	3,894	△ 338	3,556	期限付臨時職員
8 報 償 費	924	899	△ 189	710	
9 旅 費	3,827	3,888	21	3,909	
10 交 際 費	40	40	△ 20	20	
11 需 用 費	6,226	6,104	639	6,743	
12 役 務 費	1,775	1,767	267	2,034	
13 委 託 料	5,776	15,763	△ 3,091	12,672	職員採用・給与関係
14 使用料及び 賃借料	1,989	1,687	168	1,855	採用試験会場使用料
18 備品購入費	80	175	0	175	
19 負担金補助 及び交付金	2,064	1,996	△ 132	1,864	採用試験関係

(6) 主な行事・業務の状況

年月日	行事・業務内容
29. 4. 4	第1回人事委員会定例会
29. 4. 3～4. 14	職員採用Ⅰ種・Ⅲ種試験(特別募集)申込受付
29. 4. 12～4. 13	職種別民間給与実態調査説明会(東京都)
29. 4. 20	第2回人事委員会定例会
29. 4. 24	東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議(仙台市)
29. 5. 7	職員採用Ⅰ種試験(特別募集)第1次試験(盛岡市・東京都)
29. 5. 7	職員採用Ⅲ種試験(特別募集)第1次試験(盛岡市)
29. 5. 8～5. 19	職員採用Ⅰ種試験申込受付
29. 5. 8～6. 16	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考申込受付
29. 5. 11	第3回人事委員会定例会
29. 5. 12	職員採用Ⅰ種試験(特別募集)第1次試験合格発表
29. 5. 19	職員採用Ⅲ種試験(特別募集)第1次試験合格発表
29. 5. 22～5. 24	職員採用Ⅰ種試験(特別募集)第2次試験(盛岡市)
29. 5. 29～6. 16	県職員(スポーツ経験者)採用選考申込受付
29. 5. 31～6. 1	職員採用Ⅲ種試験(特別募集)第2次試験(盛岡市)
29. 6. 5～6. 23	県職員(任期付職員経験者 一般事務、総合土木)採用選考申込受付
29. 6. 8	第4回人事委員会定例会
29. 6. 9	職員採用Ⅰ種試験(特別募集)第2次試験合格発表
29. 6. 9	職員採用Ⅲ種試験(特別募集)最終合格発表
29. 6. 17～6. 18	職員採用Ⅰ種試験(特別募集)第3次試験(盛岡市)
29. 6. 22	第125回全国人事委員会連合会総会(東京都)
29. 6. 25	職員採用Ⅰ種試験第1次試験(盛岡市・東京都)
29. 6. 28	第5回人事委員会定例会
29. 6. 30	職員採用Ⅰ種試験第1次試験合格発表
29. 6. 30	職員採用Ⅰ種試験(特別募集)最終合格発表
29. 7. 2	県職員(スポーツ経験者)採用選考第1次選考(盛岡市)
29. 7. 4	第6回人事委員会定例会
29. 7. 6～7. 7	全国人事委員会連合会公平審査事務研修会(大阪市)
29. 7. 9	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次試験(盛岡市、さいたま市)
29. 7. 9	県職員(任期付職員経験者 一般事務、総合土木)採用選考第1次選考(盛岡市)
29. 7. 10～7. 19	職員採用Ⅰ種試験第2次試験(盛岡市)
29. 7. 12～7. 14	給与実務担当者説明会(仙台市)
29. 7. 18～8. 25	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考申込受付
29. 7. 18～8. 25	任期付職員採用試験(一般事務・総合土木・建築)申込受付
29. 7. 21	県職員(スポーツ経験者)採用選考第1次選考合格発表
29. 7. 21	県職員(任期付職員経験者 一般事務・総合土木)採用選考第1次選考合格発表
29. 7. 28	職員採用Ⅰ種試験第2次試験合格発表
29. 7. 28	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次試験合格発表
29. 8. 3～8. 10	職員採用Ⅰ種試験第3次試験(盛岡市)
29. 8. 8	人事院勧告
29. 8. 10	人事院勧告説明会(全人連主催、東京都)
29. 8. 10	人事院勧告説明会(仙台市)
29. 8. 10	第7回人事委員会定例会

年月日	行事・業務内容
29. 8. 15～8. 25	職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験申込受付
29. 8. 21	県職員(スポーツ経験者)採用選考第2次選考(盛岡市)
29. 8. 21	県職員(任期付職員経験者 一般事務・総合土木)採用選考第2次選考(盛岡市)
29. 8. 23	全国人事委員会事務局長会議(総務省主催、東京都)
29. 8. 24	第8回人事委員会定例会
29. 8. 25	「現場職員の声を聴く会」(岩手県立紫波総合高校、岩手県立盛岡南高校)
29. 8. 25	職員採用Ⅰ種試験最終合格発表
29. 8. 29	東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議(秋田市)
29. 8. 30～9. 1	警察官A(男性・女性)採用試験第2次試験(盛岡市)
29. 8. 30	大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第2次選考(盛岡市)
29. 9. 1～10. 2	身体障がい者を対象とした職員採用選考申込受付
29. 9. 5	東北・北海道地区人事委員会協議会給与事務会議(山形市)
29. 9. 7	第9回人事委員会臨時会
29. 9. 8	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考最終合格発表
29. 9. 8	県職員(スポーツ経験者)採用選考最終合格発表
29. 9. 8	県職員(任期付職員経験者 一般事務・総合土木)採用選考最終合格発表
29. 9. 14	第10回人事委員会定例会
29. 9. 17	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次試験(盛岡市・金ケ崎町・釜石市・宮古市・久慈市)
29. 9. 17	任期付職員採用試験(一般事務)第1次試験(盛岡市、東京都)
29. 9. 19	岩手県地方公務員共闘会議との総括課長会見
29. 9. 21	第11回人事委員会臨時会
29. 9. 24	職員採用Ⅱ種試験第1次試験(盛岡市・滝沢市)
29. 9. 24	職員採用Ⅲ種試験第1次試験(盛岡市・滝沢市・金ケ崎町・釜石市・宮古市・久慈市)
29. 9. 26	岩手県地方公務員共闘会議との事務局長会見
29. 9. 28	第12回人事委員会定例会
29. 9. 28	岩手県自治体労働組合総連合との総括課長会見
29. 10. 2	岩手県地方公務員共闘会議との委員長会見
29. 10. 6	第13回人事委員会定例会
29. 10. 6	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次試験合格発表
29. 10. 6	任期付職員採用試験(一般事務・総合土木・建築)第1次試験合格発表
29. 10. 13	第14回人事委員会定例会
29. 10. 13	職員の給与等に関する報告及び勧告
29. 10. 13	職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験第1次試験合格発表
29. 10. 22	身体障がい者を対象とした職員採用選考第1次選考(盛岡市)
29. 10. 23～11. 1	職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験第2次試験(盛岡市)
29. 10. 23～10. 30	任期付職員採用試験(一般事務・総合土木・建築)第2次試験(盛岡市)
29. 10. 27	身体障がい者を対象とした職員採用選考第1次選考合格発表
29. 10. 27	岩手県獣医師会からの要望
29. 11. 9	第15回人事委員会定例会
29. 11. 10	職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験最終合格発表
29. 11. 10	任期付職員採用試験(一般事務・総合土木・建築)最終合格発表
29. 11. 13～11. 15	警察官B(男性・女性)採用試験第2次試験(盛岡市)
29. 11. 13	高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第2次選考(盛岡市)
29. 11. 21	身体障がい者を対象とした職員採用選考第2次選考(盛岡市)

年 月 日	行 事 ・ 業 務 内 容
29. 11. 30	第16回人事委員会定例会
29. 11. 30	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考最終合格発表
29. 12. 8	身体障がい者を対象とした職員採用選考最終合格発表
29. 12. 12	第17回人事委員会定例会
29. 12. 21	第18回人事委員会定例会
29. 12. 28	岩手県庁業務セミナー(盛岡市)
30. 1. 25	第19回人事委員会定例会
30. 1. 25	「現場職員の声を聴く会」(岩手県中央家畜保健衛生所、岩手県福祉総合相談センター)
30. 1. 25	東北・北海道地区人事委員会協議会任用事務会議(札幌市)
30. 1. 30～1. 31	東北・北海道地区人事委員会協議会給与事務研修会兼全人連給与部会ブロック別勉強会(青森市)
30. 2. 7	第20回人事委員会定例会
30. 2. 9	岩手県庁業務セミナーin東京(東京都)
30. 2. 21	第21回人事委員会定例会
30. 3. 2	第22回人事委員会臨時会
30. 3. 8	第23回人事委員会定例会
30. 3. 14	第24回人事委員会臨時会
30. 3. 15	岩手県職員・警察官業務説明会(盛岡市)
30. 3. 22	第25回人事委員会定例会

(7) 諸会議等

平成 29 年度において開催された人事委員会関係の諸会議等の状況は、次のとおりである。

ア 全国人事委員会連合会

会議名	期日 (会場)	会議の内容
第 125 回総会	29. 6. 22 (東京都)	永年勤続者の表彰 1. 総務大臣表彰 (10 年勤続委員) 議 事 1. 平成 28 年度決算について 2. 平成 29 年度事業計画案及び予算案について 3. 第 126 回総会について 4. 第 61 回公平審査事務研修会について 5. 平成 30・31 年度専門部会の運営について 報 告 1. 平成 28・29 年度専門部会の結果報告について 2. 第 59 回公平審査事務研修会の結果報告について 3. 第 60 回公平審査事務研修会について 4. 平成 29 年度理事について 5. 「園遊会」「桜を見る会」への招待者について 6. ブロック活動状況報告について 役員選挙
第 60 回公平審査 事務研修会	29. 7. 6 ~7 (大阪府)	研究テーマ 1. 酒気帯び運転をした職員に対する懲戒免職処分について 2. 精神疾患を理由に配置転換を求める措置要求について 3. 転任処分の取消しを求める審査請求について 講演 1. 「当面する地方公務員行政の課題」 総務省公務員部公務員課課長 谷 史郎 氏

イ 東北・北海道地区人事委員会協議会

会議名	期日 (会場)	会議の内容
委員長・事務局長 会議	29.4.24 (仙台市)	<p>講演</p> <p>1. 「地方公務員の給与について」 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室 課長補佐 五月女 有良 氏</p> <p>議 事</p> <p>1. 東北・北海道地区人事委員会協議会規約の一部改正について 2. 平成28年度事業報告及び歳入歳出決算について 3. 平成29年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について 4. 平成29年度東北・北海道地区人事委員会協議会幹事委員会の選出について 5. 平成29年度東北・北海道地区人事委員会協議会監事委員会の選出について 6. 平成29年度全国人事委員会連合会役員(会長・副会長)選出のための選考委員の選出について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 平成29年度全国人事委員会連合会理事の選出について 2. 平成29年度全国人事委員会連合会役員会の概要について</p> <p>意見交換</p> <p>1. 職員採用試験(選考)における地域採用枠(勤務地限定採用枠)について</p>
委員・事務局長合 同会議	29.8.29 (秋田市)	<p>【委員・事務局長合同会議】</p> <p>議題</p> <p>1. 受験者確保の取組について 2. 各道県における人事委員会勧告・報告内容の検討状況について</p> <p>【委員会議】</p> <p>議題</p> <p>1. フレックスタイム制の導入について 2. 学校現場における業務の適正化に向けての人事委員会報告について</p> <p>【事務局長会議】</p> <p>議題</p> <p>1. 任期付職員(育児休業職員の代替職員)の採用試験について 2. 臨時・非常勤職員の任用等に関する制度の見直しについて 3. 超過勤務縮減に向けた取組について 4. 職員採用試験(大学卒業程度)のスケジュールについて</p>

会議名	期日 (会場)	会議の内容
給与事務会議	29.9.5 (山形市)	<p>【課長・係長合同会議】</p> <p>(1) 協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本年の改定について 2. 再任用職員の給与制度(手当関係)について 3. 非常勤職員の任用制度、給与制度及び勤務条件等の見直しについて 4. 獣医師に係る給与について <p>(2) その他</p> <p>【分科会】</p> <p>(1) 課長意見交換会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 諸手当の改定について <p>(2) 係長意見交換会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再任用職員の勤勉手当について 2. 聴取事項
任用事務会議	30.1.25 (札幌市)	<p>聴取事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者を対象とした職員採用試験(選考)における受験者への配慮について 2. 障害者を対象とした職員採用試験(選考)における受験者確保について 3. 知的障がい者、精神障がい者を対象とした職員採用試験(選考考査)について 4. 警察官採用試験について 5. 職員採用案内パンフレットの作成スケジュール等について 6. 適性検査結果の活用について 7. 高卒程度技術職の受験者確保について 8. 大学卒業程度試験の第1次試験について 9. インターンシップ等の業務体験機会の提供について 10. 採用試験における試験会場確保について 11. 復帰を前提としない出向による職員の採用について 12. 採用試験における想定していない事態への対応について 13. 食品衛生監視員資格要件を有する者の採用について 14. 最終合格者の決定及び合格者の質について 15. 採用試験における危機管理対策について

会議名	期日 (会場)	会議の内容
給与事務研修会 兼全人連給与部 会ブロック別勉強会	30.1.30 ～31 (青森県)	<p>【勉強会】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職種別民間給与実態調査について 2. その他諸課題 <p>【研修会】</p> <p>意見交換</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育職給料表特2級からの3級昇格後の号給決定について 2. 等級別基準職務表及び在級期間表の取扱いについて 3. 昇格運用における各道県人事委員会の関与について 4. 時間外勤務手当等の算出に用いる勤務1時間あたりの給与額について 5. 新規採用者に対する単身赴任手当の支給について 6. 獣医師に係る初任給調整額について 7. 人事委員会勧告における国家公務員との給与水準比較の言及の有無について 8. 任命権者に対する総務省ヒアリングの内容等について 9. 民間給与実態調査における移動手段等について

ウ 総務省関係

会議名	期日 (会場)	会議の内容
全国人事委員会 事務局長会議	29.8.23 (東京都)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人事院の勧告について 2. 当面の人事管理行政及び勤務条件等の諸課題について 3. 給与及び定員の諸問題について 4. 地方公務員共済組合制度等の当面の諸問題について 5. 地方公務員の労働安全衛生について

任 用 関 係 事 務

2 任用関係事務

(1) 概況

ア 採用広報活動

複雑化・高度化する行政ニーズに適切に対応するためには、多様で有為な人材の確保が必要であるが、県職員採用試験の受験者数は、従来にも増して、民間企業及び他の公務員採用試験の動向等の影響を強く受けるようになっており、よりきめ細かな採用広報活動が求められている。

そのため、採用広報活動の実施にあたっては、単なる試験情報の提供に止まらず、本県行政の実情や業務の内容への理解を促進することにより、県職員への志望意欲の高い受験者を1人でも多く確保するよう努めている。

平成29年度は、12月と3月に盛岡で、2月には東京で業務説明会を開催し、知事からのメッセージ、各職種の現役職員による業務紹介等を行った。

このほか、技術系職種の受験者確保のため、県庁ナビゲータと県庁技術系業務説明会を実施し、個別の相談対応等により、進路選択肢の一つとして県職員を目指すきっかけとなるよう努めている。

イ 競争試験の概要

平成29年度に実施した採用試験の状況は、(2)のウの表のとおりである。

I種試験は、職種区分を14に分けて実施しており、平成29年度は全14職種で実施した。II種試験は2職種、III種試験は5職種、警察官採用試験は4職種で実施した。また、I種試験のうち4職種及びIII種試験1職種で特別募集を実施したほか、東日本大震災津波からの復興事業等の一時的な業務の増加に伴う職員の不足に対応するため、平成23年度から7年度連続で任期付職員採用試験を実施した。

なお、警察官A(男性)及び警察官B(男性)採用試験の第1次試験については、昨年と同様に東京都(警視庁)、千葉県及び神奈川県(3都県の依頼を受けて共同で実施した。依頼都県の当初採用予定数は15人(前年度比増減なし)であり、最終合格者はなかった。

平成29年度に実施した採用試験における採用状況は、(2)のエの表のとおりである。

全試験の平成20年度以降の申込者数の推移は(2)のオの表のとおりである。県職員採用試験の申込者数は平成24年度以降、また、警察官採用試験の申込者は平成19年度以降減少傾向にある。

ウ 選考の概要

任命権者からの申請に基づき承認した選考による採用は15人(前年度比1人増)、選考による昇任は13人(同3人増)で、合計28人(同4人増)について承認した。このうち委員会付議級に係るものは15人(同2人増)であった。

このほか、例年実施している身体障がい者を対象とした職員採用選考、警察官(武道指導)採用選考、スポーツ経験者採用選考、任期付職員経験者採用選考を実施した。

(2) 職員採用試験の実施状況

ア 採用試験の日程等

平成29年度に実施した採用試験の日程等は、次のとおりである。

試験の種類		受付期間	試験日	試験地	採用候補者名簿 確定年月日 (合格発表日)
I種	第1次試験	29. 5. 8～ 29. 5. 19	29. 6. 25	盛岡市、東京都	(29. 6. 30)
	第2次試験		29. 7. 10～19	盛岡市	(29. 7. 28)
	第3次試験		29. 8. 3～10	盛岡市	29. 8. 24 (29. 8. 25)
I種 (特別募集)	第1次試験	29. 4. 3～ 29. 4. 14	29. 5. 7	盛岡市、東京都	(29. 5. 12)
	第2次試験		29. 5. 22～24	盛岡市	(29. 6. 9)
	第3次試験		29. 6. 17～18	盛岡市	29. 6. 28 (29. 6. 30)
II種	第1次試験	29. 8. 15～ 29. 8. 25	29. 9. 24	盛岡市、滝沢市	(29. 10. 13)
	第2次試験		29. 10. 23～ 11. 1	盛岡市	29. 11. 9 (29. 11. 10)
III種	第1次試験	29. 8. 15～ 29. 8. 25	29. 9. 24	盛岡市、滝沢市、金ヶ崎町、 釜石市、宮古市、久慈市	(29. 10. 13)
	第2次試験		29. 10. 23～ 11. 1	盛岡市	29. 11. 9 (29. 11. 10)
III種 (特別募集)	第1次試験	29. 4. 3～ 29. 4. 14	29. 5. 7	盛岡市	(29. 5. 19)
	第2次試験		29. 5. 31～ 6. 1	盛岡市	29. 6. 8 (29. 6. 9)
警察官A (男性)	第1次試験	29. 5. 8～ 29. 6. 16	29. 7. 9	盛岡市、埼玉県	(29. 7. 28)
	第2次試験		29. 8. 30～ 9. 1	盛岡市	29. 9. 7 (29. 9. 8)
警察官A (女性)	第1次試験	29. 5. 8～ 29. 6. 16	29. 7. 9	盛岡市、埼玉県	(29. 7. 28)
	第2次試験		29. 8. 30～ 8. 31	盛岡市	29. 9. 7 (29. 9. 8)
警察官B (男性)	第1次試験	29. 7. 18～ 29. 8. 25	29. 9. 17	盛岡市、金ヶ崎町、釜石市、 宮古市、久慈市	(29. 10. 6)
	第2次試験		29. 11. 13～15	盛岡市	29. 11. 30 (29. 11. 30)
警察官B (女性)	第1次試験	29. 7. 18～ 29. 8. 25	29. 9. 17	盛岡市、金ヶ崎町、釜石市、 宮古市、久慈市	(29. 10. 6)
	第2次試験		29. 11. 13～14	盛岡市	29. 11. 30 (29. 11. 30)
任期付職員 (一般事務)	第1次試験	29. 7. 18～ 29. 8. 25	29. 9. 17	盛岡市、東京都	(29. 10. 6)
	第2次試験		29. 10. 23～26	盛岡市	29. 11. 9 (29. 11. 10)
任期付職員 (総合土木・ 建築)	第1次試験	29. 7. 18～ 29. 8. 25	—	(提出書類による選考)	(29. 10. 6)
	第2次試験		29. 10. 25～ 10. 30	盛岡市	29. 11. 9 (29. 11. 10)

イ 採用試験の受験資格及び試験方法

平成29年度に実施した採用試験の受験資格及び試験方法は、次のとおりである。

試験種類	受験資格	試験方法		
		第1次試験	第2次試験	第3次試験
I種	<p>(一般行政B及び総合土木Bを除く職種)</p> <p>(ア) 昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者(平成29年4月1日における年齢が21歳以上32歳未満の者)</p> <p>(イ) 平成8年4月2日以降に生まれた者〔平成29年4月1日における年齢が21歳未満の者〕で大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成30年3月31日までに卒業見込の者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者</p> <p>(一般行政B及び総合土木B)</p> <p>昭和52年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者(平成29年4月1日における年齢が21歳以上40歳未満の者)</p>	<p>○教養試験 (一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 多肢選択式40題 120分 (50題中40題の選択解答制)</p> <p>(一般行政B及び総合土木B) 多肢選択式75題 90分</p> <p>○専門試験 (一般行政A) 記述式課題1題 論文試験と合わせて120分 (5題中1題選択解答制)</p> <p>(一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 多肢選択式40題 120分 (一般行政A、総合土木A及び総合化学は、50題中40題の選択解答制)</p> <p>(総合土木B) 多肢選択式30題と記述式1題 120分</p> <p>○論文試験 (一般行政A) 課題1題 専門試験と合わせて120分</p> <p>(一般行政B) 課題2題 120分</p> <p>(一般行政A及び一般行政Bを除く職種) 課題1題 80分</p>	<p>○人物試験 個別面接 グループワーク 適性検査</p> <p>○身体検査</p>	<p>○人物試験 個別面接</p>

試験 種類	受 験 資 格	試 験 方 法		
		第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第 3 次 試 験
I 種 (特別 募集)	<p>(一般行政Bを除く職種) (ア) 昭和59年4月2日か ら平成7年4月1日まで に生まれた者(平成29年 4月1日における年齢が 22歳以上33歳未満の者)</p> <p>(イ) 平成7年4月2日以 降に生まれた者〔平成29 年4月1日における年齢 が22歳未満の者〕で大学 (短期大学を除く。)を卒 業した者若しくは平成29 年7月31日までに卒業見 込の者又はこれらの者と 同等の資格があると人事 委員会が認める者</p> <p>(一般行政B) 昭和52年4月2日から平 成8年4月1日までに生 まれた者(平成29年4月 1日における年齢が21歳 以上40歳未満の者)</p>	<p>○教養試験 (一般行政Bを除く職 種) 多肢選択式40題 120 分</p> <p>(一般行政B) 多肢選択式75題 90 分</p> <p>○専門試験 (一般行政A) 記述式課題1題 論 文試験と合わせて120 分 (5題中1題選択解答 制)</p> <p>(一般行政A及び総合 土木A) 多肢選択式40題 120 分</p> <p>(社会福祉) 多肢選択式30題 120 分</p> <p>○論文試験 (一般行政A) 課題1題 専門試験 と合わせて120分</p> <p>(一般行政B) 課題2題 120分</p> <p>(一般行政A及び一般 行政Bを除く職種) 課題1題 80分</p>	<p>○人物試験 個別面接 グループワーク 適性検査</p> <p>○身体検査</p>	<p>○人物試験 個別面接</p>

試験種類	受験資格	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
Ⅱ種	平成3年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者(平成29年4月1日における年齢が19歳以上26歳未満の者)	<input type="radio"/> 教養試験 多肢選択式40題 120分 (50題中40題の選択解答制) <input type="radio"/> 論文試験 課題1題 80分	<input type="radio"/> 人物試験 個別面接 適性検査 <input type="radio"/> 身体検査
Ⅲ種	平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者(平成29年4月1日における年齢が17歳以上21歳未満の者) ただし、大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成30年3月31日までに卒業する見込の者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者は除く。	<input type="radio"/> 教養試験 多肢選択式50題 120分 <input type="radio"/> 専門試験 (林業、総合土木、機械) 多肢選択式40題 120分 <input type="radio"/> 作文試験 課題1題 60分	<input type="radio"/> 人物試験 個別面接 適性検査 <input type="radio"/> 身体検査
Ⅲ種 (特別募集)	平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者(平成29年4月1日における年齢が18歳以上22歳未満の者) ただし、大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成29年6月30日までに卒業する見込の者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者は除く。	<input type="radio"/> 教養試験 多肢選択式40題 120分 <input type="radio"/> 作文試験 課題1題 60分	<input type="radio"/> 人物試験 個別面接 適性検査 <input type="radio"/> 身体検査
警察官	(警察官A(男性)) 昭和59年4月2日以降に生まれた男性 〔平成29年4月1日における年齢が33歳未満の男性〕で大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成30年3月31日までに卒業見込の者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者	<input type="radio"/> 教養試験 多肢選択式40題 120分 (50題中40題の選択解答制) <input type="radio"/> 作文試験 課題1題 60分	<input type="radio"/> 人物試験 個別面接 適性検査 <input type="radio"/> 身体検査 <input type="radio"/> 体力検査 <input type="radio"/> 身体計測
	(警察官A(女性)) 昭和59年4月2日以降に生まれた女性 〔平成29年4月1日における年齢が33歳未満の女性〕で大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成30年3月31日までに卒業見込の者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者		

試験種類	受験資格	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
警察官	(警察官B (男性)) 昭和63年4月2日から平成12年4月1日生まれの男性〔平成29年4月1日における年齢が17歳以上29歳未満の男性〕。ただし、警察官Aの受験資格を有する者を除く。	○教養試験 多肢選択式50題 120分 ○作文試験 課題1題 60分	○人物試験 個別面接 適性検査 ○身体検査 ○体力検査 ○身体計測
	(警察官B (女性)) 昭和63年4月2日から平成12年4月1日生まれの女性〔平成29年4月1日における年齢が17歳以上29歳未満の女性〕。ただし、警察官Aの受験資格を有する者を除く。		
任期付職員	(一般事務) 平成12年4月1日までに生まれた者〔平成29年4月1日における年齢が17歳以上の者〕	○教養試験 多肢選択式50題 120分 ○作文試験 課題1題 60分	○人物試験 個別面接 ○身体検査
	(総合土木) 次のいずれかの要件を満たしている者(平成29年6月末現在) (ア) 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者 (イ) 2級土木施工管理技術検定試験の受験資格相当の実務経験を有する者 (建築) 次のいずれかの要件を満たしている者(平成29年6月末現在) (ア) 1級又は2級建築士の資格を有する者 (イ) 2級建築士試験の受験資格相当の実務経験を有する者		

※ I種及びI種(特別募集)のうち、第1次試験日に実施する専門試験記述式(一般行政Aのみ)及び論文試験の採点は、第1次試験合格者についてのみ行い、採点結果は第2次試験の結果に反映するものであること。

ウ 平成29年度Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種・警察官採用試験等実施結果

試験の種類 及び職種区分	採用 予定数 (変更後)	第1次試験					第2次試験		第3次試験		最終 倍率 (B)/(D)	前年度 合格者数	対前年度 増減	
		申込者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (C)	受験率 (B)/(A) %	倍率 (B)/(C) 倍	受験者数	合格者数 (D)	受験者数	合格者数 (D)				
Ⅰ 種 別	一般行政(A)	43	351 (131)	267 (104)	112 (43)	76.1	2.4	105 (42)	63 (37)	62 (36)	55 (33)	4.9	43 (12)	12 (21)
	一般行政(B)	5	153 (45)	101 (31)	16 (3)	66.0	6.3	11 (3)	7 (3)	6 (2)	4 (2)	25.3	7 (4)	▲3 (▲2)
	社会福祉	13	45 (30)	39 (25)	30 (17)	86.7	1.3	28 (17)	17 (10)	16 (10)	13 (9)	3.0	7 (6)	6 (3)
	心理	3	12 (9)	10 (8)	9 (8)	83.3	1.1	7 (6)	5 (4)	4 (3)	4 (3)	2.5	2 (2)	2 (1)
	農学	12	28 (9)	25 (8)	20 (4)	89.3	1.3	19 (4)	13 (2)	13 (2)	13 (2)	1.9	18 (13)	▲5 (▲11)
	畜産	2	14 (12)	8 (7)	7 (6)	57.1	1.1	7 (6)	4 (3)	4 (3)	3 (2)	2.7	7 (5)	▲4 (▲3)
	林学	4	13 (5)	11 (3)	8 (3)	84.6	1.4	8 (3)	6 (3)	6 (3)	5 (2)	2.2	5 (2)	0 (0)
	水産	3	8 (1)	8 (1)	6 (1)	100.0	1.3	6 (1)	5 (1)	5 (1)	4 (1)	2.0	4 (1)	0 (0)
	総合土木(A)	21	60 (12)	50 (10)	41 (10)	83.3	1.2	38 (9)	27 (7)	27 (7)	25 (6)	2.0	19 (7)	6 (▲1)
	総合土木(B)	5	7 (0)	7 (0)	5 (0)	100.0	1.4	5 (0)	3 (0)	3 (0)	1 (0)	7.0	4 (0)	▲3 (0)
	建築	3	7 (3)	5 (2)	3 (2)	71.4	1.7	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	1.7	2 (0)	1 (2)
	機械	2	9 (2)	6 (1)	6 (1)	66.7	1.0	4 (1)	3 (1)	3 (1)	2 (1)	3.0	4 (0)	▲2 (1)
	電気	1	15 (0)	8 (0)	4 (0)	53.3	2.0	3 (0)	3 (0)	3 (0)	2 (0)	4.0	4 (0)	▲2 (0)
	総合化学	5	25 (6)	21 (6)	12 (2)	84.0	1.8	12 (2)	8 (2)	8 (2)	5 (2)	4.2	8 (2)	▲3 (0)
計(14職種)	122	747 (265)	566 (206)	279 (100)	75.8	2.0	256 (96)	167 (75)	163 (72)	139 (65)	4.1	134 (54)	5 (11)	
Ⅰ 種 (特 別)	一般行政(A)	15	196 (43)	130 (32)	41 (6)	66.3	3.2	40 (6)	21 (5)	20 (4)	15 (2)	8.7	-	-
	一般行政(B)	5	226 (61)	179 (56)	14 (1)	79.2	12.8	13 (1)	8 (0)	8 (0)	5 (0)	35.8	-	-
	社会福祉	5	30 (17)	21 (12)	12 (6)	70.0	1.8	12 (6)	8 (4)	7 (3)	5 (3)	4.2	-	-
	総合土木(A)	10	16 (1)	12 (1)	8 (1)	75.0	1.5	8 (1)	6 (1)	6 (1)	4 (1)	3.0	-	-
	計(4職種)	35	468 (122)	342 (101)	75 (14)	73.1	4.6	73 (14)	43 (10)	41 (8)	29 (6)	11.8	-	-
Ⅱ 種	一般事務	16	201 (90)	147 (65)	54 (24)	73.1	2.7	48 (22)	27 (16)	27 (16)	15 (2)	5.4	31 (19)	▲4 (▲3)
	警察事務	5	80 (45)	59 (34)	16 (8)	73.8	3.7	15 (7)	8 (3)	8 (3)	5 (2)	7.4	5 (3)	3 (0)
	計(2職種)	21	281 (135)	206 (99)	70 (32)	73.3	2.9	63 (29)	35 (19)	35 (19)	20 (6)	5.9	36 (22)	▲1 (▲3)
Ⅲ 種	一般事務	52	312 (106)	293 (99)	121 (45)	93.9	2.4	118 (43)	75 (34)	75 (34)	45 (16)	3.9	60 (29)	15 (5)
	警察事務	3	22 (14)	17 (11)	8 (5)	77.3	2.1	8 (5)	4 (2)	4 (2)	3 (1)	4.3	3 (1)	1 (1)
	林業	1	9 (1)	9 (1)	4 (1)	100.0	2.3	4 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	4.5	5 (1)	▲3 (▲1)
	総合土木	8	17 (1)	17 (1)	15 (1)	100.0	1.1	15 (1)	11 (1)	11 (1)	7 (1)	1.5	7 (1)	4 (0)
	機械	1	4 (0)	3 (0)	3 (0)	75.0	1.0	2 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1.5	1 (0)	1 (0)
	電気	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 (0)	-
	計(5職種) ※電気を除く。	65	364 (122)	339 (112)	151 (51)	93.1	2.2	147 (49)	94 (37)	94 (37)	55 (19)	3.6	77 (32)	17 (5)
Ⅲ 種 (特 別)	一般事務	7	179 (41)	169 (39)	20 (2)	94.4	8.5	20 (2)	7 (1)	7 (1)	4 (1)	24.1	-	-
	計(1職種)	7	179 (41)	169 (39)	20 (2)	94.4	8.5	20 (2)	7 (1)	7 (1)	4 (1)	24.1	-	-
県職員計(21職種) ※Ⅲ種電気・特別募集を除く。	208	1,392 (522)	1,111 (417)	500 (183)	79.8	2.2	466 (174)	296 (131)	296 (131)	150 (50)	268 (121)	4.1	247 (108)	21 (13)
警 察 官	警察官A(男)	36	211 <7>	164 <4>	119	77.7	1.4	94	50	50	30	3.3	46	4
	警察官A(女)	6	55	40	29	72.7	1.4	16	9	9	5	4.4	13	▲4
	小計	42	266	204	148	76.7	1.4	110	59	59	35	3.5	59	0
	警察官B(男)	34	183 <2>	156 <2>	122	85.2	1.3	116	41	41	28	3.8	40	1
	警察官B(女)	6	40	36	24	90.0	1.5	22	8	8	5	4.5	8	0
小計	40	223	192	146	86.1	1.3	138	49	49	33	3.9	48	1	
警察官計(4職種)	82	489	396	294	81.0	1.3	248	108	108	68	3.7	107	1	
県職員・警察官計 (25職種)※Ⅲ種電気・ 特別募集を除く。	290	1,881 (617)	1,507 (493)	794 (236)	80.1	1.9	714 (212)	404 (148)	404 (148)	188 (63)	376 (138)	4.0	354 (129)	22 (9)
任 期 付 職 員	一般事務	30	248 (92)	196 (70)	64 (17)	79.0	3.1	54 (15)	38 (6)	38 (6)	22 (6)	5.2	38 (14)	0 (▲8)
	総合土木	47	58 (1)	58 (1)	54 (1)	100.0	1.1	43 (1)	33 (1)	33 (1)	21 (6)	1.8	37 (0)	▲4 (1)
	建築	1	7 (0)	7 (0)	4 (0)	100.0	1.8	3 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	3.5	-	-
	計(3職種)	78	313 (93)	261 (71)	122 (18)	83.4	2.1	100 (16)	73 (7)	73 (7)	49 (14)	3.6	75 (14)	▲2 (▲7)
全合計(28職種) ※Ⅲ種電気・特別募集を 除く。	368	2,194 (710)	1,768 (564)	916 (254)	80.6	1.9	814 (228)	477 (155)	477 (155)	204 (63)	449 (145)	3.9	429 (143)	20 (2)

(注) 1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数である。
 2 ()内は、女性の内数、[]内は女性の占める割合(増減)である。
 3 警察官の数は、本県を第一志望とする者の数である。< >内の数は、共同試験実施に係る他都県を第一志望とする者の数である。
 4 「県職員計」、「県職員・警察官計」、「全合計」の第3次試験欄はⅠ種以外の職種区分にあっては第2次試験(最終試験)の数値を再計上している。

工 平成29年度Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種・警察官等採用候補者の採用状況等

(平成30年4月1日現在)

試験の種類 及び職種区分	採用 予定数	名 簿 記載者数 (A)	採用者数 (B)	辞退者数 (C)	名 簿 残存者数 (A)-(B)+(C)	採用率	辞退率	前年度 採用者数	対前年度 増減数	
						$\frac{(B)}{(A)-(C)} \times 100$	$\frac{(C)}{(A)} \times 100$			
	人	人	人	人	人	%	%	人	人	
Ⅰ 種	一般行政(A)	43	55	44	11	0	100.0	20.0	33	11
	一般行政(B)	5	4	3	1	0	100.0	25.0	6	▲3
	社会福祉	13	13	11	2	0	100.0	15.4	7	4
	心理	3	4	4	0	0	100.0	0.0	2	2
	農学	12	13	13	0	0	100.0	0.0	16	▲3
	畜産	2	3	2	1	0	100.0	33.3	6	▲4
	林学	4	5	5	0	0	100.0	0.0	5	0
	水産	3	4	4	0	0	100.0	0.0	3	1
	総合土木(A)	21	25	19	6	0	100.0	24.0	16	3
	総合土木(B)	5	1	1	0	0	100.0	0.0	3	▲2
	建築	3	3	3	0	0	100.0	0.0	1	2
	機械	2	2	2	0	0	100.0	0.0	4	▲2
	電気	1	2	1	1	0	100.0	50.0	4	▲3
	総合化学	5	5	5	0	0	100.0	0.0	6	▲1
計(14職種)	122	139	117	22	0	100.0	15.8	112	5	
Ⅰ種 (特別)	一般行政(A)	15	15	14	1	0	100.0	6.7	-	-
	一般行政(B)	5	5	5	0	0	100.0	0.0	-	-
	社会福祉	5	5	5	0	0	100.0	0.0	-	-
	総合土木(A)	10	4	4	0	0	100.0	0.0	-	-
	計(4職種)	35	29	28	1	0	100.0	3.4	-	-
Ⅱ種	一般事務	16	27	18	9	0	100.0	33.3	17	1
	警察事務	5	8	5	3	0	100.0	37.5	3	2
	計(2職種)	21	35	23	12	0	100.0	34.3	20	3
Ⅲ種	一般事務	52	75	52	23	0	100.0	30.7	40	12
	警察事務	3	4	3	1	0	100.0	25.0	3	0
	林業	1	2	0	2	0	0.0	100.0	5	▲5
	総合土木	8	11	6	5	0	100.0	45.5	4	2
	機械	1	2	2	0	0	100.0	0.0	1	1
	電気	-	-	-	-	-	-	-	0	-
計(5職種)	65	94	63	31	0	100.0	33.0	53	10	
Ⅲ種 (特別)	一般事務	7	7	7	0	0	100.0	0.0	-	-
	計(1職種)	7	7	7	0	0	100.0	0.0	-	-
県職員計(21職種) ※Ⅲ種電気・特別募集を除く。		208	268	203	65	0	100.0	24.3	185	18
警 察 官	警察官A(男性)	36	50	34	16	0	100.0	32.0	27	7
	警察官A(女性)	6	9	5	4	0	100.0	44.4	6	▲1
	警察官B(男性)	34	41	36	5	0	100.0	12.2	31	5
	警察官B(女性)	6	8	7	0	1	87.5	0.0	5	2
	計(4職種)	82	108	82	25	1	98.8	23.1	69	13
県職員・警察官計(25職種) ※Ⅲ種電気・特別募集を除く。		290	376	285	90	1	99.7	23.9	254	31
任 期 付 職 員	一般事務	30	38	26	12	0	100.0	31.6	32	▲6
	総合土木	47	33	25	8	0	100.0	24.2	30	▲5
	建築	1	2	2	0	0	100.0	0.0	-	-
	計(3職種)	78	73	53	20	0	100.0	27.4	62	▲9
合計(28職種) ※Ⅲ種電気・特別募集を除く。		368	449	338	110	1	99.7	24.5	316	22

(注) 1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数である。
2 採用者数には、4月2日以降に採用予定となっている者を含む。

オ 申込者数等の推移(過去10年間)

事項		年度										
		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
県	I 種	申込者数(人)	756 (482)	851 (504)	852 (531)	900 (587)	801 (500)	802 (521)	904 (627)	803 (543)	759 (516)	747 (504)
		受験者数(人)	541 (330)	598 (341)	626 (379)	678 (432)	606 (364)	616 (392)	704 (477)	657 (441)	590 (399)	566 (368)
		合格者数(人)	50 (21)	78 (28)	80 (32)	107 (42)	124 (33)	134 (60)	141 (65)	174 (75)	134 (50)	139 (59)
		最終倍率(倍)	10.8 (15.7)	7.7 (12.2)	7.8 (11.8)	6.3 (10.3)	4.9 (11.0)	4.6 (6.5)	5.0 (7.3)	3.8 (5.9)	4.4 (8.0)	4.1 (6.2)
	II 種	申込者数(人)	180 (180)	144 (144)	275 (275)	289 (289)	372 (372)	411 (411)	380 (380)	343 (343)	318 (318)	281 (281)
		受験者数(人)	125 (125)	105 (105)	215 (215)	212 (212)	286 (286)	325 (325)	306 (306)	272 (272)	253 (253)	206 (206)
		合格者数(人)	5 (5)	3 (3)	9 (9)	7 (7)	27 (27)	18 (18)	28 (28)	28 (28)	36 (36)	35 (35)
		最終倍率(倍)	25.0 (25.0)	35.0 (35.0)	23.9 (23.9)	30.3 (30.3)	10.6 (10.6)	18.1 (18.1)	10.9 (10.9)	9.7 (9.7)	7.0 (7.0)	5.9 (5.9)
	III 種	申込者数(人)	227 (227)	280 (280)	271 (271)	302 (302)	306 (296)	379 (369)	407 (394)	465 (434)	345 (310)	364 (334)
		受験者数(人)	200 (200)	259 (259)	243 (243)	265 (265)	278 (268)	355 (345)	385 (373)	427 (404)	322 (289)	339 (310)
		合格者数(人)	21 (21)	30 (30)	38 (38)	39 (39)	49 (49)	50 (50)	65 (54)	90 (75)	77 (63)	94 (79)
		最終倍率(倍)	9.5 (9.5)	8.6 (8.6)	6.4 (6.4)	6.8 (6.8)	5.7 (5.5)	7.1 (6.9)	5.9 (6.9)	4.7 (5.4)	4.2 (4.6)	3.6 (3.9)
員 計	申込者数(人)	1,163 (889)	1,275 (928)	1,398 (1,077)	1,491 (1,178)	1,479 (1,168)	1,592 (1,301)	1,691 (1,401)	1,611 (1,320)	1,422 (1,144)	1,392 (1,119)	
	受験者数(人)	866 (405)	962 (495)	1,084 (407)	1,155 (485)	1,170 (346)	1,296 (412)	1,395 (1,156)	1,356 (1,117)	1,165 (941)	1,111 (884)	
	合格者数(人)	76 (47)	111 (61)	127 (79)	153 (88)	200 (109)	202 (128)	234 (147)	292 (178)	247 (149)	268 (173)	
	最終倍率(倍)	11.4 (8.6)	8.7 (8.1)	8.5 (5.2)	7.5 (5.5)	5.9 (3.2)	6.4 (3.2)	6.0 (7.9)	4.6 (6.3)	4.7 (6.3)	4.1 (5.1)	
警察官	申込者数(人)	1,127	1,121	1,113	1,140	940	713	579	620	595	489	
	受験者数(人)	949	926	935	949	799	587	467	531	494	396	
	合格者数(人)	107	106	81	131	116	133	115	115	107	108	
	最終倍率(倍)	8.9	8.7	11.5	7.2	6.9	4.4	4.1	4.6	4.6	3.7	
県職員・警察官計	申込者数(人)	2,290 (889)	2,396 (928)	2,511 (1,077)	2,631 (1,178)	2,419 (1,168)	2,305 (1,301)	2,270 (1,401)	2,231 (1,320)	2,017 (1,144)	1,881 (1,119)	
	受験者数(人)	1,815 (405)	1,888 (495)	2,019 (407)	2,104 (485)	1,969 (346)	1,883 (412)	1,862 (1,156)	1,887 (1,117)	1,659 (941)	1,507 (884)	
	合格者数(人)	183 (47)	217 (61)	208 (79)	284 (88)	316 (109)	335 (128)	349 (147)	407 (178)	354 (149)	376 (173)	
	最終倍率(倍)	9.9 (8.6)	8.7 (8.1)	9.7 (5.2)	7.4 (5.5)	6.2 (3.2)	5.6 (3.2)	5.3 (7.9)	4.6 (6.3)	4.7 (6.3)	4.0 (5.1)	
任期付	申込者数(人)				678 (518)	821 (595)	398 (306)	382 (323)	369 (300)	373 (291)	313 (248)	
	受験者数(人)				584 (426)	729 (503)	339 (247)	333 (274)	313 (244)	315 (233)	261 (196)	
	合格者数(人)				114 (64)	199 (94)	95 (61)	71 (35)	93 (55)	75 (38)	73 (38)	
	最終倍率(倍)				5.1 (6.7)	3.7 (5.4)	3.6 (4.0)	4.7 (7.8)	3.4 (4.4)	4.2 (6.1)	3.6 (5.2)	
合計	申込者数(人)	2,290 (889)	2,396 (928)	2,511 (1,077)	3,309 (1,696)	3,240 (1,763)	2,703 (1,607)	2,652 (1,724)	2,600 (1,620)	2,390 (1,435)	2,194 (1,367)	
	受験者数(人)	1,815 (405)	1,888 (495)	2,019 (407)	2,688 (911)	2,698 (849)	2,222 (659)	2,195 (1,430)	2,200 (1,361)	1,974 (1,174)	1,768 (1,080)	
	合格者数(人)	183 (47)	217 (61)	208 (79)	398 (152)	515 (203)	430 (189)	420 (182)	500 (233)	429 (187)	449 (211)	
	最終倍率(倍)	9.9 (8.6)	8.7 (8.1)	9.7 (5.2)	6.8 (6.0)	5.2 (4.2)	5.2 (3.5)	5.2 (7.9)	4.4 (5.8)	4.6 (6.3)	3.9 (5.1)	

(注) 1 ()内の数字は、事務系職種のものである。
 2 最終倍率=受験者数/合格者数
 3 平成26年度の追加募集と平成27年度及び平成29年度の特別募集を除く。

(3) 選考による採用、昇任及び転任

ア 選考による採用(任命権者に委任しているもの及び人事委員会が実施した選考は除く)

平成29年度に承認した選考による採用は、次のとおりである。

給料表		行政職								
職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
任命権者	知事									
	教育委員会						1	1	1	
	警察本部長						1	1		
計		0	0	0	0	0	2	2	1	0

給料表		公安職							教育職(1)	計
職務の級		1級	3級	4級	6級	7級	8級	9級	4級	
任命権者	知事									0
	教育委員会								1	4
	警察本部長		2	3	1	3				11
計		0	2	3	1	3	0	0	1	15

イ 選考による昇任(任命権者に委任しているものは除く)

平成29年度に承認した選考による昇任は、次のとおりである。

給料表		行政職			公安職		教育職(1)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
職務の級		8級	9級	10級	8級	9級	4級	5級	4級	7級	7級	
任命権者	医療局長	2							6	2	2	12
	企業局長	1										1
計		3	0	0	0	0	0	0	6	2	2	13

(参考)

1 平成29年度身体障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の実施状況

(1) 採用選考の日程等

受付期間	選 考 日		場 所	合格者決定 年 月 日
	第1次選考	第2次選考		
29. 9. 1 }	29.10.22		盛岡市	29.12. 8
29.10. 2		29.11.21	盛岡市	

(2) 採用選考の結果

採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
	申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) [採用者数]	
人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
8	14	12	10	85.7	1.2	10	7 [5]	1.7

2 平成29年度警察官（武道指導）採用選考の実施状況

(1) 採用選考の日程等

	受付期間	第1次考査	第2次考査	場 所	合格者決定 年 月 日
大卒程度	29. 5. 8 ～ 29. 6. 16	29. 7. 9	29. 8. 30	盛岡市	29. 9. 8
高卒程度	29. 7. 18 ～ 29. 8. 25	29. 9. 17	29.11.13	盛岡市	29.11.30

(2) 採用選考の結果

	採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
		申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) [採用者数]	
大卒程度	人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
高卒程度	4	11	11	6	100.0	1.8	5	1 [1]	11.0
		人	人	人	%	倍	人	人	倍
		4	3	2	75.0	1.5	2	0 [0]	-

3 平成29年度岩手県職員（スポーツ経験者）採用選考の実施状況

(1) 採用選考の日程等

受付期間	選 考 日		場 所	合格者決定 年 月 日
	第1次選考	第2次選考		
29. 5. 29 }	29. 7. 2		盛岡市	29. 9. 8
29. 6. 16		29. 8. 21	盛岡市	

(2) 採用選考の結果

採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
	申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) [採用者数]	
人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
若干名	3	3	2	100.0	1.5	2	1 [1]	3.0

4 平成29年度岩手県職員（岩手県任期付職員経験者）採用選考の実施状況

(1) 採用選考の日程等

受付期間	選 考 日		場 所	合格者決定 年 月 日
	第1次選考	第2次選考		
29. 6. 5 }	29. 7. 9		盛岡市	29. 9. 8
29. 6. 23		29. 8. 21	盛岡市	

(2) 採用選考の結果

	採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
		申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) [採用者数]	
一般事務	人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
	7	18	18	11	100.0	1.6	11	7 [6]	2.6
総合土木	人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
	4	8	7	4	87.5	1.8	4	4 [4]	1.8

給 与 関 係 事 務

3 給与関係事務

(1) 平成 29 年の給与等の報告及び勧告

本委員会は、平成 29 年 10 月 13 日、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、議会及び知事に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その概要は、次のとおりである。

【報告】

I はじめに

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を確保する機能を有するものである。

このため、本委員会は職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所従業員の給与、生計費などを調査研究し、必要な検討を行ったので、その結果を報告する。

II 職員の給与に関する事項

1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与についてその実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、本年の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給与等の状況

ア 職員数及び平均年齢等

職員の総数は 17,726 人であり、昨年の 17,914 人に比べ 188 人（1.0%）の減少となっている。給料表別に主なものをみると、教育職給料表(2)適用者（小中学校等の教育職員）で 138 人、行政職給料表適用者で 2 人の減少となっている。

次に、職員の平均年齢は 43.9 歳で、昨年に比べ 0.2 歳低くなっており、最も高いのは医療職給料表(1)適用者（医師等）の 46.8 歳、最も低いのは公安職給料表適用者の 38.4 歳である。

また、年齢階層別にみると、職員数が最も多いのは 50 歳から 54 歳までの 3,408 人、次いで多いのは 45 歳から 49 歳までの 3,328 人である。

イ 平均給与月額

行政職給料表適用者の本年 4 月における平均給与月額は、359,794 円となっており、また、警察官、教員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、396,851 円であり、昨年に比べ行政職給料表適用者では 2,030 円（0.6%）、職員全体では 1,162 円（0.3%）の減少となっている。

なお、職員の給与は、給与条例等の附則により、給料の特別調整額等について平成 17 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、減額措置が行われている。この減額措置がないものとした場合、本年における行政職給料表適用者の平均給与月額は、360,012 円となっており、また、職員全体の平均給与月額は 396,979 円であり、昨年に比べ行政職給料表適用者では 2,198 円（0.6%）、職員全体では 1,256 円（0.3%）の減少となっている。

ウ 平均経験年数

職員の平均経験年数は 22.1 年で、昨年に比べ 0.1 年短くなっており、最も長いのは教育職給料表(2)適用者（小中学校等の教育職員）の 24.3 年、最も短いのは公安職給料表適用者の 17.8 年である。

エ 性別構成

職員の性別構成比は、男性 60.8%、女性 39.2%であり、昨年に比べ女性の割合は 0.5 ポイントの増加となっている。

オ 学歴別構成及び修学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒77.0%、短大卒4.8%、高校卒18.2%、中学卒0.0% (0.03%) であり、昨年の学歴別構成比に比べ大学卒は増加、短大卒及び高校卒は減少、中学卒は横ばいとなっている。また、平均修学年数は、15.2年となっている。

(2) 民間給与の調査

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で22.9%、高校卒で19.7%となっている。そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で51.8%、高校卒で63.4%となっており、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で190,148円、高校卒で154,937円となっている。

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は一般の従業員で32.9%、課長級では26.8%となっており、ベースアップを中止した事業所の割合は一般の従業員で22.9%、課長級では21.4%、ベースアップの慣行のない事業所の割合は一般の従業員で43.5%、課長級では51.1%となっている。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員で88.3%、課長級では73.3%となっている。

(3) 物価及び生計費

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べて盛岡市では1.3%、全国では0.4%それぞれ上昇している。

総務省統計局の「家計調査」を基礎として本委員会が算定した本年4月における盛岡市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ176,100円、197,450円及び218,840円となっている。

2 職員の給与水準

(1) 職員民間との給与比較

ア 月例給

給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっており、これらの要素が異なれば給与水準も異なることから、職員給与と民間給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、給与決定要素を合わせて比較(同種・同等比較)することとしている。

本年の職員給与と民間給与の較差(公民較差)については、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の本年4月分の給与を対比し、職員の人員構成で加重平均するラスパイレズ方式により精密に比較を行った。その結果、給料の特別調整額の減額措置がないものとした場合、職員給与が民間給与を1人当たり平均537円(0.15%)下回っていた。

なお、減額措置後では、職員給与が民間給与を1人当たり平均756円(0.21%)下回っていた。

公 民 比 較 給 与		較 差 (A) - (B)	
民 間 (A)	職 員 (B)	較 差 額	較 差 率
361,676 円	361,139 円 (360,920 円)	537 円 (756 円)	0.15 % (0.21 %)

(注) 1 職員の比較給与種目は、給料月額(平成28年切替えに伴う経過措置額を含む。)、給料の調整額、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

2 () 内は、給与条例附則の規定による給料の特別調整額の減額措置後の数値である。

【参考】

ラスパイレス方式による公民較差の算出方法について

個々の職員に役職段階、学歴、年齢階層を同じくする民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合に要する支給総額 (A) と、実際に支給されている職員給与の支給総額 (B) とを比較して、どの程度の差があるか算出するものである。

なお、算出方法の違いにより、行政職給料表適用者の平均給与月額 (Ⅱの1の(1)のイ) 及び民間事業所従業員の平均所定内給与月額 (Ⅱの2の(1)のイ) とは異なるものである。

$$\text{公民較差(\%)} = (A - B) / B \times 100$$

イ 特別給

民間事業所における特別給の支給割合 (月数) を算出し、これを職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した。

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、平均所定内給与月額の4.33月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数 (4.30月分) が民間事業所の特別給の年間支給割合を0.03月分下回っている。

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	335,330 円
	上半期 (A2)	332,200 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	735,109 円
	上半期 (B2)	710,284 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.19 月分
	上半期 (B2/A2)	2.14 月分
	計	4.33 月分

(注) 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間である。

(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較

平成28年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給を100とし、本県の行政職給料表適用者の給料の月額と比較したラスパイレス指数は98.9となっている。

3 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、本年8月8日に、国会及び内閣に対し、「職員の給与に関する報告及び職員の給与の改定に関する勧告」を行うとともに、「公務員人事管理に関する報告」を行った。

4 本年の給与改定

本委員会は、冒頭述べたとおり、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

(1) 給料表

人事院においては、国家公務員の月例給が民間給与を631円(0.15%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、若年層に重点を置いて俸給表全体の

水準を引き上げる勧告を行った。

本県においては、前記2(1)のとおり、平成28年切替えに伴う経過措置額を含む本年4月における本県職員の月例給が民間給与を537円(0.15%)下回っていることから、本年の民間給与との較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当である。

その場合、本県においても民間の初任給との間に差が認められること等を踏まえ、若年層に重点を置いて給料表全体の水準を引き上げる改定を行うことが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表(医療職給料表(1)を除く。)についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

なお、医療職給料表(1)については、医師の処遇を確保する観点から、本年の人事院勧告の俸給表に準じた改定を行うことが適当である。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとする。

再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、職員の改定状況を踏まえ引上げ改定を行うことが適当である。

(2) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(3) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、職員の年間支給月数(4.30月分)が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間事業所の特別給の支給割合(4.33月分)を下回っていることから、民間事業所との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.35月分とすることが適当である。

また、支給月数の引上げ分は、民間事業所の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に0.05月分を配分する。

なお、支給期への配分については、6月期及び12月期の勤勉手当に均等に配分することとするが、本年度については12月期の勤勉手当に配分することとする。

再任用職員については、支給月数を0.05月分引き上げ2.30月分とする。引上げ分の配分については、勤勉手当に0.05月分を配分し、支給期への配分については、職員と同様とする。

III 公務運営に関する事項

1 人材の確保及び育成

(1) 有為な人材の確保

少子化の進行による若年人口の減少や景気の緩やかな回復基調を背景に、進学等による県外への転出や、民間企業、国、他の地方公共団体の採用数が増加傾向にあることなどを要因として、本県の職員採用試験における受験者数は減少傾向にあることに加え、近年は試験合格後に採用を辞退する者も多くなっている。中でも、技術系職種の合格倍率は概ね1~2倍台と低調に推移しており、必要な人材の確保が難しい状況が続いている。

こうした状況の下、これまで本委員会においては、任命権者と連携し、岩手県庁業務セミナーや各大学での業務説明会の開催、職員との面談機会の提供等の受験者確保、さらに震災復興業務対応として任用した任期付職員の任期の定めのない職員への選考採用の実施など、人材確保に取り組んできたところである。

また、任命権者においては、技術系職種の人材の確保に向け、インターンシップの受入れ、選考審査の随時募集による複数回実施など、様々な取組を行っている。

本委員会としては、有為な人材の確保に向け、今後も県職員としての業務のやりがいや採用後のキャリア形成支援など、その魅力を首都圏等の本県出身学生や県内の高校生等に積極的に発信し、県職員志

望者の掘り起こしを行うとともに、採用試験の実施方法等について必要に応じて見直すなど、引き続き取り組んでいくこととする。

特に、今後、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの推進等の働き方改革が進み、若年層の就業や公務に対する意識が変化していく中で、任命権者とともに、多様で柔軟な働き方を可能とする勤務環境の整備を進め、その実践例や支援策等に関する情報提供等にも取り組んでいく必要があると考える。

障がい者の雇用については、これまで身体障がい者を対象とした採用選考を実施し、雇用の促進に努めてきたところであるが、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 46 号）の趣旨を踏まえ、任命権者においては、国や他の都道府県における動向等も参考にしつつ、障がい者雇用を推進するための取組を一層進めていく必要があると考える。

(2) 人材育成

行政課題の複雑・多様化、公務を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応するとともに、東日本大震災津波からの復興を成し遂げるためには、職員一人ひとりが高い意欲と志を持ちながら、業務を進めていく上での意識や能力を高め、組織として最大限の成果を発揮していくことが求められている。

任命権者においては、これまで職員育成のための基本的な方針等を策定し、集合研修や派遣研修など体系的に人材育成の取組を行ってきたところである。

今後もこうした取組に加え、職員全体の一層の資質向上を図るため、各職場における職務を通じた人材育成や、経験豊富なベテラン職員が培った知識、経験を継承する取組などを引き続き進める必要があると考える。

また、本県の行政職給料表適用者に占める女性職員の割合は増加しており、平成 29 年度は 26.9% となっていることから、任命権者においては、管理職員をはじめとする職員の意識啓発、女性登用に資する研修等の充実・拡大など、女性職員が活躍できるようキャリア形成・能力向上への支援を行うことが重要であると考えられる。

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 長時間勤務の解消

本年の人事院報告において、職員の健康保持や仕事と家庭生活の両立に加え、魅力ある公務職場を実現するため、働き方改革の推進により長時間労働を是正する重要性はかつてなく高まっており、従前の取組にとどまらない、より実効性のある取組を推進していくことが強く求められている旨の言及がなされたところである。

こうした中、本県においては、平成 28 年度の職員 1 人当たりの月間超過勤務時間数が平成 27 年度に比べて 2.2 時間増加しており、特に知事部局においては、16.7 時間と、東日本大震災津波発災以降最多となったが、これは、第 71 回国民体育大会及び第 16 回全国障害者スポーツ大会の開催、平成 28 年台風第 10 号災害の発災等が平成 28 年度に集中したことなどが要因と考えられる。

しかしながら、平成 27 年度以前から復興業務等のため超過勤務時間数が高止まりしている公所が依然としてあることに加え、働き方改革の必要性が高まる中、今後も一層の行政課題の複雑・多様化や行政事務の高度化が見込まれるところである。

このため、任命権者においては、これまでの超過勤務の事前命令・事後確認による適正な勤務時間管理の徹底、管理職員による部下職員の業務進行管理等のマネジメントの強化や職員の働き方に係る意識改革の推進等の取組に加え、組織全体として一層の業務削減・合理化を図る必要があると考える。

なお、これらの取組によっても恒常的に長時間勤務が解消されない場合においては、業務量や業務内容に応じて、適切な人員体制を確保するなど、より実効性のある取組が必要であると考えられる。

また、教育現場を取り巻く環境の複雑化・多様化により学校に求められる役割が増大する中、教育職員における長時間勤務の解消の重要性についても、これまでになく高まっている。

教育委員会においては、平成 26 年度以降、「教職員の多忙化解消に係る協議の場」の中で、部活動指導業務の見直し、勤務時間把握の適正化、事務事業の見直し等について検討を行うなど、教育職員の長時間

勤務の解消に向けた取組を進めているところであるが、県立学校における平成28年度の教育職員1人当たりの時間外勤務の月間時間数は28.7時間となっており、単純に比較することはできないものの、任命権者における職員1人当たりの月間超過勤務時間数の平均(18.3時間)を上回っている。

文部科学省の諮問機関である中央教育審議会においては、本年8月に「学校における働き方改革に係る緊急提言」を行い、学校運営の持続可能性を高める観点から、教育職員が疲労や心理的負担を蓄積して心身の健康を損なうことがないよう、学校において勤務時間を意識した働き方を進める必要があるとし、教育委員会や国に対し、業務改善を進める基礎として、ICTやタイムカードなどによる勤務時間の客観的な把握に努めるよう要請している。

加えて、学校における働き方改革を進めるためには、勤務環境の整備のための支援も必要不可欠であるとして、教員の事務作業等を支援するスタッフや部活動指導員の配置促進等の取組を進める必要があるとしている。

併せて、任命権者においては、これらの長時間勤務の解消に向けた取組を進めるとともに、年次休暇の計画的な取得促進等の取組を強化することにより、職員の健康の保持増進を図っていく必要があると考える。

(2) 両立支援の推進

本年の人事院報告において、育児や介護の事情を有する職員が安心して働き続けることのできる環境を整備するため、育児や介護に係る休暇制度やフレックスタイム制等の両立支援制度の一層の活用を図るとともに、併せて、政府が行う不妊治療と仕事の両立に関する実態調査等について今後注視していく旨の言及がなされたところである。

本県においては、これまで育児休業や育児短時間勤務制度、介護休業や介護時間制度、子の看護休暇等の特別休暇制度等を整備するとともに、既存の休暇制度の拡充を図ることなどにより、仕事と家庭の両立支援を推進してきた。

特に、任命権者においては、次世代育成支援対策推進法や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を策定し、子育てしやすい職場環境づくりや仕事と介護の両立を可能とする環境の整備などに取り組んでいるところである。

しかしながら、同計画に掲げる男性職員の育児休業等の取得率は、平成32年度の目標値100%に対して平成28年度は91.2%にとどまっており、平成27年度と比較して2.4ポイント減少している。

また、平成28年度の介護休暇取得者数は10人と少ない状況にあるが、急速な高齢化の進行に伴い要介護(要支援)者が増加している中で、今後、介護が必要な家族を抱える職員が増えることが想定されることである。

こうした中で、仕事と家庭の両立支援の推進は、職員の健康保持や優秀な人材の確保に資するだけでなく、女性職員の一層の登用にもつながることから、全ての職員がそれぞれの能力や経験等を十分に発揮できるよう、職場の支援体制の構築に向けた取組を継続して進めることが必要であると考えられる。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職員の健康を保持し、柔軟で多様な働き方を可能とする勤務時間制度や休暇制度について、国や他の都道府県の動向等も踏まえながら、引き続き検討を進めていく必要があると考える。

(3) 心身の健康管理

職員が心身ともに健康で職務に従事できることは、仕事と家庭の両立、さらには多様な県民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供していく観点からも重要である。

任命権者においては、これまでも職員の心身の健康管理に係る様々な取組を進めているところであり、特に東日本大震災津波の発災以降は、復旧・復興に伴う業務量の増加などが職員に与える影響を考慮し、ストレスチェックや健康相談等により一層の取組強化を図ってきたところである。

しかしながら、依然として長期療養者のうち精神疾患を原因とする者の割合が高い状況が続いていることから、本委員会においては、職員の心身の健康面に対する十分な配慮の必要性について、これまでも言及してきたところである。

また、本年6月の民間労働法制の改正により、超過勤務が月100時間を超えた職員について産業医に情報提供することが義務付けられるなど、長時間勤務の縮減と併せて、職員の健康の保持に向けた対策の強化が求められている。

こうした状況を踏まえ、任命権者においては、長時間勤務を行った職員に対する健康確保措置を適切に講ずるとともに、管理監督者による職場環境の改善や職員の不調の早期発見の支援などメンタルヘルス対策を引き続き進めていく必要があると考える。

(4) ハラスメント対策

セクシャル・ハラスメント、妊娠・出産等を理由とするハラスメント、いわゆるパワー・ハラスメントなどのハラスメントの防止については、これまでも任命権者において、ハラスメントの防止等に関する基本方針や要綱を策定するとともに、職員の意識啓発、相談窓口の設置、研修の実施など様々な取組を進めてきたところである。

一方、本委員会に対する職員からの苦情相談の状況をみると、ハラスメントに係る社会的な認知度の高まりなどを背景に、ハラスメントに関する相談件数が近年増加しており、相談件数全体の約4割（平成24年度から平成28年度までの平均）を占めている。

ハラスメントは、職員の勤労意欲を減退させ、ひいては職員の心身に悪影響を及ぼす要因にもなり得るものであることから、引き続き、管理監督者を含む職員への意識啓発や研修の実施等により、ハラスメントの発生防止に努めるとともに、職員に相談窓口の活用を促し、早期に勤務環境の改善を図るなど、良好な職場環境づくりを推進していく必要があると考える。

3 高齢職員の能力及び経験の活用

人事院が平成23年9月に国会及び内閣に対して「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行ったことを受け、政府においては、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常時勤務を要する官職に再任用することとしている。

本年の人事院報告においては、当面の措置としての再任用職員の能力及び経験の一層の活用については、引き続き、新規採用者を一定数確保しながらフルタイム中心の再任用が実現できるような定員上の取扱いについて関係機関に働きかける等必要な取組を行うこととした上で、平成23年以降の諸状況の変化も踏まえ、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用する観点から、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、各府省や職員団体の意見を聴取するとともに、関係各方面と連携しつつ、論点の整理を行うなど必要な検討を進めるとしている。

本県においても、少子高齢化の進展に伴い、労働力人口の減少が見込まれる中で、高齢層職員が高い士気を維持しつつ、その能力及び経験を最大限発揮できる環境の整備は、質の高い行政サービスを維持していく上で重要な課題であることから、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、人事院の検討状況等を注視しながら、検討を進めていく必要があると考える。

なお、本県の平成29年4月における再任用職員数は470人となっており、年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴い、10年前（平成19年4月）の31人から大幅に増加（439人増）しており、今後もさらなる再任用希望者の増加や在職期間の長期化等が見込まれる状況にある。

こうした状況を踏まえ、任命権者においては、今後の再任用希望者の増加や若年層の人口減少に伴う新規採用の困難性等を考慮した上で、それぞれの定員事情や人員構成の特性等に応じ、フルタイムを中心とした再任用勤務を実現できる計画的な人事管理、再任用職員の能力及び経験を有効に活用できる配置等について、検討を進めていく必要があると考える。

また、再任用職員の給与については、人事院は、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き必要な検討を行うこととしていることから、本県においても、国や他の都道府県における動向等に留意しつつ、引き続き検討を進めていく必要があると考える。

4 地方公務員法等の改正

本年5月17日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が公布され、平成32年4月1日から施行することとされた。

同法は、特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を図るとともに、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用や服務規律等を整備することなどを内容とするものであり、同法の趣旨を踏まえ、適切に対応していく必要があると考える。

IV おわりに

本年の給与勧告は、公民較差を踏まえ、月例給は給料表の引上げ改定、特別給は勤勉手当の引上げ改定を行うこととした。

本県の職員においては、東日本大震災津波からの復興に加え、復興の先も見据えた地域振興等の職務に、日々、一人ひとりが全力で精励していると認識している。

長時間労働の是正をはじめとした働き方の見直しが社会全体の課題となっている中、勧告を通じて社会一般の情勢に適応した職員の適正な処遇が確保されることは、日頃の努力や実績に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、本県の効率的かつ安定的な行政運営の基盤となるものである。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

【勧告】

職員の給与について、次の措置を講ずるよう勧告を行った。

I 改定の内容

1 本年の給与改定

(1) 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

イ 初任給調整手当

(7) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を414,300円とすること。

(4) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を50,700円とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

(7) 平成29年12月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.90月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.45月分とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.10月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.55月分とすること。

(4) 平成30年6月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.525月分とすること。

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

- (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正
 現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

II 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(3)のアについては同年12月1日から、Iの1の(3)のイについては平成30年4月1日から実施すること。

(2) 初任給等規則の規定に基づく承認事務

昇給、昇格及び給料表異動等について、任命権者からの申請に係る承認事務を処理した。

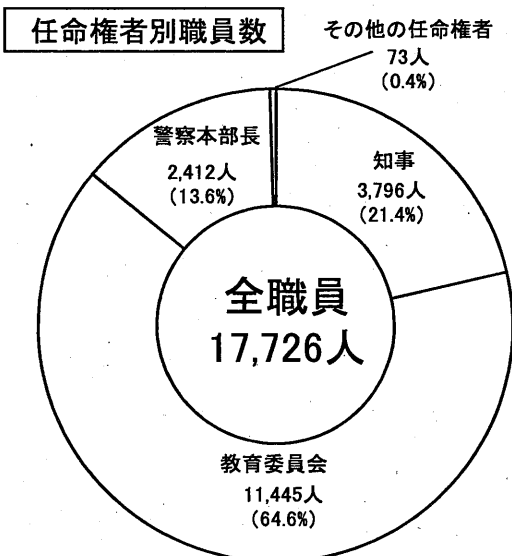
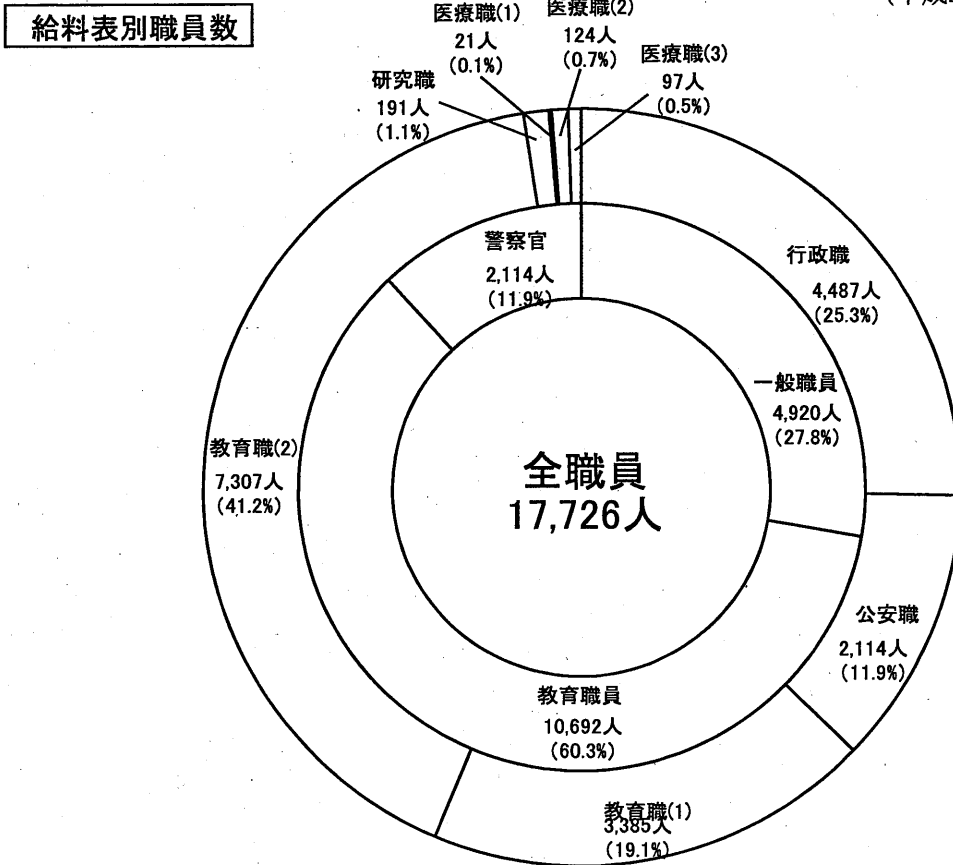
承認事務の処理件数

任命権者 項目	知事	議会議長	教育委員会	警察本部長	代表 監査 委員	人事 委員会	選挙 管理 委員会	海区漁 業調整 委員会	計
採用者の職務の 級等の承認事務	3		13	14					30
採用者の号給の 承認事務	29		57	11	1				98
昇格者の職務の 級の承認事務	40	1		16		1			58
昇給の承認事務									
部付・課付等の 職員の職務の級 の承認事務									
その他の承認事 務	4								4
計	76	1	70	41	1	1			190

(3) 職員の状況

ア 給料表別、任命権者別職員数

(平成29年4月1日現在)



その他の任命権者内訳 (人)

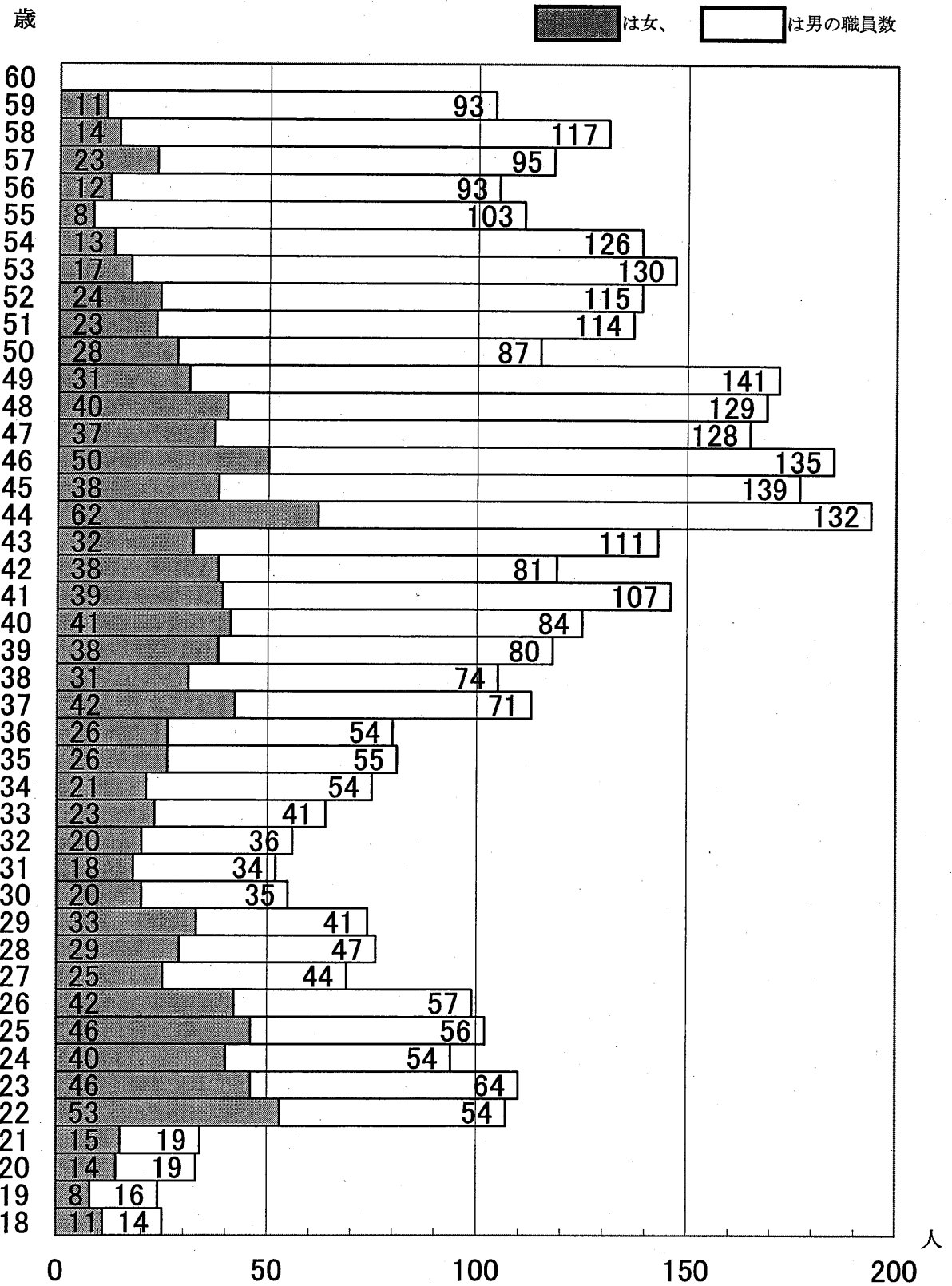
議会議長	32
人事委員会	15
代表監査委員	17
選挙管理委員会	5
海区漁業調整委員会	4

注1 本図において「職員」とは、一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定める給料表の適用を受ける常勤の職員をいう。(再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は除く。)(以下参考4の表まで同じ。)

注2 端数処理のため、構成比が100%にならない場合がある。

イ 年齢別、性別職員数

(行政職 平成29年4月1日現在)



ウ 給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数、学歴別・性別人員構成及び平均給与月額

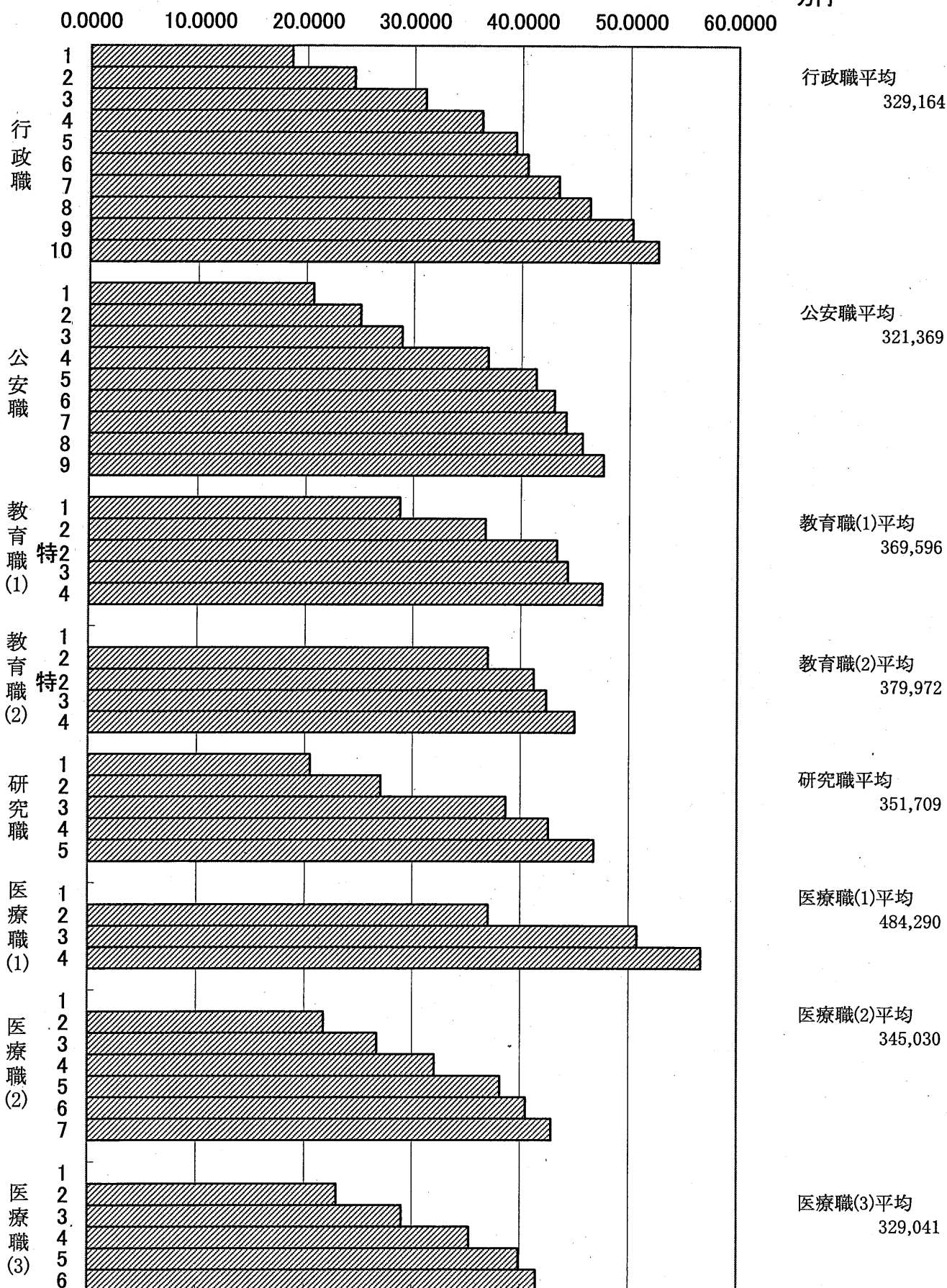
(平成29年4月1日現在)

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験 年数	平均 扶養 親 族 数	学歴別人員構成				性別人員構成		平均 給与 月額
					大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女	
	人	歳	年	人	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	円
計	17,726	43.9	22.1	0.97	13,648 (77.0)	853 (4.8)	3,220 (18.2)	5 (0.0)	10,773 (60.8)	6,953 (39.2)	396,851 (396,979)
行政職	4,487	41.9	21.1	1.04	2,318 (51.7)	93 (2.1)	2,071 (46.1)	5 (0.1)	3,279 (73.1)	1,208 (26.9)	359,794 (360,012)
公安職	2,114	38.4	17.8	1.26	976 (46.2)	122 (5.8)	1,016 (48.0)	—	1,941 (91.8)	173 (8.2)	349,245 (349,325)
教育職 (1)	3,385	44.2	21.6	1.00	3,141 (92.8)	113 (3.3)	131 (3.9)	—	2,008 (59.3)	1,377 (40.7)	413,733 (413,791)
教育職 (2)	7,307	46.7	24.3	0.85	6,826 (93.4)	481 (6.6)	—	—	3,310 (45.3)	3,997 (54.7)	425,744 (425,860)
研究職	191	42.8	20.1	1.09	187 (97.9)	3 (1.6)	1 (0.5)	—	138 (72.3)	53 (27.7)	383,173 (383,414)
医療職 (1)	21	46.8	22.7	1.43	21 (100.0)	—	—	—	19 (90.5)	2 (9.5)	832,050 (833,130)
医療職 (2)	124	44.2	21.1	1.00	107 (86.3)	17 (13.7)	—	—	71 (57.3)	53 (42.7)	376,137 (376,254)
医療職 (3)	97	41.9	19.8	0.30	72 (74.2)	24 (24.8)	1 (1.0)	—	7 (7.2)	90 (92.8)	342,406 (342,406)

※ 平均給与月額欄の () 内は、条例附則による減額前の額である。

工 給料表別、級別平均給料月額

(平成29年4月1日現在)
万円



(参考1) 給料表別職員数の推移(各年4月1日現在)

給料表	年										
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
計	人 20,147	人 19,764	人 19,418	人 19,135	人 18,800	人 18,695	人 18,409	人 18,218	人 18,058	人 17,914	人 17,726
行政職	5,210	5,053	4,885	4,764	4,631	4,552	4,517	4,519	4,490	4,489	4,487
公安職	2,097	2,097	2,106	2,107	2,090	2,222	2,159	2,161	2,139	2,134	2,114
教育職(1) (旧教育職(2))	3,731	3,660	3,624	3,582	3,530	3,482	3,443	3,381	3,395	3,413	3,385
教育職(2) (旧教育職(3))	8,459	8,356	8,253	8,177	8,078	7,975	7,842	7,713	7,589	7,445	7,307
研究職	226	219	210	208	202	197	196	192	194	191	191
医療職(1)	26	22	20	20	16	17	17	17	18	18	21
医療職(2)	263	237	214	188	167	159	143	139	138	129	124
医療職(3)	135	120	106	89	86	91	92	93	93	95	97
指定職											
特定任期付職員								1	1	1	—
2号任期付研究員								2	1	1	1

- (注) 1 県立大学の地方独立行政法人化に伴い、平成17年度から従前の教育職給料表(1)が廃止され、教育職給料表(2)が教育職給料表(1)に、教育職給料表(3)が教育職給料表(2)となったものである。
 2 平成16年度までの教育職給料表(1)～(3)を、旧教育職(1)～(3)としている。
 3 旧教育職給料表(1)は県立大学及び県立大学短期大学部の教育職員に、指定職給料表は県立大学の学長及び副学長に適用されていたものである。
 (以下参考3まで同じ。)

(参考2) 給料表別平均年齢の推移(各年4月1日現在)

給料表	年										
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
計	歳 42.2	歳 42.5	歳 42.8	歳 43.2	歳 43.5	歳 43.7	歳 43.9	歳 44.0	歳 44.2	歳 44.1	歳 43.9
行政職	41.9	42.2	42.4	42.6	42.7	42.9	42.8	42.7	42.6	42.1	41.9
公安職	41.1	40.5	40.3	40.1	40.2	39.2	39.5	39.2	39.0	38.5	38.4
教育職(1) (旧教育職(2))	42.4	42.5	42.8	43.1	43.3	43.4	43.6	43.7	44.0	44.2	44.2
教育職(2) (旧教育職(3))	42.6	43.1	43.7	44.4	45.0	45.6	45.9	46.3	46.7	46.8	46.7
研究職	42.0	42.0	42.8	43.4	43.5	43.6	44.2	44.5	43.9	43.4	42.8
医療職(1)	47.4	48.8	45.1	44.0	46.7	47.6	48.8	49.4	48.7	48.6	46.8
医療職(2)	40.8	41.3	41.3	41.9	42.9	43.5	43.8	44.2	43.8	43.8	44.2
医療職(3)	41.5	42.5	43.1	44.6	45.0	44.4	43.0	42.1	41.6	41.7	41.9
指定職											
特定任期付職員								—	—	—	—
2号任期付研究員								—	—	—	—

(参考3) 給料表別平均給料月額推移(各年4月1日現在)

給料表	19		20		21		22		23	24	25	26	27	28	29
	円	円	減額前 円	円	減額前 円	円	減額前 円	円							
計	366,806	356,628	364,535	355,365	363,237	353,120	360,932	362,085	360,503	360,691	360,255	361,798	358,959	357,437	
行政職	349,094	340,035	347,826	337,609	345,355	333,924	341,594	340,953	339,482	337,857	335,988	335,948	331,136	329,164	
公安職	355,286	339,663	346,933	334,574	341,738	328,215	335,247	334,529	325,804	326,418	323,290	323,485	320,993	321,369	
教育職(1) (旧教育職(2))	369,664	358,646	366,220	357,841	365,400	356,366	363,892	364,777	364,422	365,390	366,460	370,628	369,596	369,596	
教育職(2) (旧教育職(3))	380,150	370,678	378,963	370,653	378,924	369,549	377,768	380,274	380,519	381,270	382,184	384,380	382,152	379,972	
研究職	366,171	355,565	363,693	357,528	365,671	357,088	365,219	364,502	364,405	367,702	367,727	362,201	356,181	351,709	
医療職(1)	510,473	502,236	521,590	473,804	489,825	464,910	480,085	499,293	501,464	511,629	514,823	505,661	500,616	484,290	
医療職(2)	333,415	325,966	333,003	323,417	330,355	325,523	332,495	340,600	341,123	341,997	343,839	340,145	342,610	345,030	
医療職(3)	352,691	347,631	354,725	349,657	356,793	354,132	361,359	361,133	354,209	342,432	334,983	329,460	327,636	329,041	
指定職															
特定任期付職員												-	-	-	
2号任期付研究員												-	-	-	

(注) 本表における平均給料月額は、いわゆる基本給に相当する給料月額のみ平均値である。「減額前」の欄は、条例附則による減額前の額である。

(参考4) 職員給与と民間給与との較差の推移(各年4月1日現在)

区分	25		26		27		28		29	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
職員給与	368,419	369,419	366,868	367,892	365,919	366,580	362,607	362,993	360,920	361,139
民間給与	369,538		368,907		367,368		363,532		361,676	
較差	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	0.30	0.03	0.56	0.28	0.40	0.21	0.26	0.15	0.21	0.15

(注) 本表における職員給与は行政職給料表適用者の給与月額(超過勤務手当等以外の諸手当を含む。)の、民間給与は民間事業所における事務・技術関係職種(行政職相当)従業者の給与月額(超過勤務手当等以外の諸手当を含む。)の平均値である。「減額前」の欄は、条例附則による減額前の額である。

分 限 及 び 懲 戒

4 分限及び懲戒

職員の分限についての手続及び効果に関する規則（昭和37年人事委員会規則第9号）第4条及び職員の懲戒についての手続き及び効果に関する規則（昭和37年人事委員会規則第10号）第4条に基づき、任命権者から提出された処分説明書（写）による職員の分限及び懲戒の状況は次のとおりである。

平成29年度における懲戒処分の報告件数は33件、分限処分の報告件数は1件である。県民からの信頼を引き続き確保するため、法令順守意識の徹底により、不祥事が根絶されるよう、各任命権者においてコンプライアンスの確立に引き続き積極的に取り組むことが望まれる。

(1) 分限処分の状況

平成29年度における分限処分の報告件数は教育委員会における1件であり、勤務成績不良によるものである。

ア 29年度の状況

		免職	降任	休職	計
勤務成績不良			1		1
心身故障					0
職に必要な適格性					0
刑事事件提訴					1
計		0	1	0	1
任命権者別	知事部局				0
	教育委員会		1		1
	警察本部				0
	その他権者				0

イ 過去の実績等

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
勤務成績不良						1
心身故障						
刑事事件提訴			2	1	1	1
計		0	2	1	1	2
処分の種類	免職			1	1	1
	降任					
	休職		2			1

(2) 懲戒処分の状況

平成29年度における懲戒処分の報告件数は33件であり、平成28年度の49件から大幅に減少した。事由別にみると、交通事故（人身事故）及び一般服務（体罰、無断欠勤）の7件が最も多く、次いで公務外非行（おいせつ、セクハラ）の6件、速度超過の5件の順であった。

任命権者別にみると、知事部局が前年度17件から平成29年度は4件と大幅に減少、教育委員会も前年度29件から平成29年度23件と減少したが、警察本部が前年度3件から平成29年度6件と増加している。

ア 29年度の状況

理由	種類	免職	停職	減給	戒告	計
交通事故		0	0	0	7	7
酒気帯び運転		3	0	0	0	3
速度超過		0	0	1	4	5
一般服務		1	3	2	1	7
業務処理		0	1	2	0	3
公金等取扱		0	0	0	0	0
職員団体活動		0	0	0	0	0
監督責任		0	0	0	2	2
公務外非行		1	3	2	0	6
計		5	7	7	14	33
任命権者	知事部局	0	1	1	2	4
	教育委員会	3	5	3	12	23
	警察本部	2	1	3	0	6

イ 件数の推移

処分事由		処分の種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般服務・ 業務処理	違法な職員団体活動		0	0	0	0	0
	欠勤、不適切処理等		3	22	7	16	23
	小計		3	22	7	16	23
その他非行	交通法規違反等		20	14	14	10	14
	その他		2	6	2	5	10
	小計		22	20	18	15	24
監督責任関係			8	1	2	1	2
計			33	43	25	32	49
任命権者別	知事部局		14	4	4	14	17
	教育委員会		15	28	21	17	29
	警察本部		4	11	0	1	3
	その他権者		0	0	0	0	0

審 查 関 係 事 務

5 審査関係事務

(1) 公平審査関係

ア 勤務条件に関する措置の要求

県関係、受託市町村等関係ともに、平成 29 年度係属した事案はなかった。

イ 不利益処分についての審査請求

(ア) 概要

a 県関係

県関係の不利益処分についての審査請求事案は、平成 29 年度係属した事案はなかった。

b 受託市町村等関係

受託市町村等関係の不利益処分についての審査請求事案は、平成 29 年度係属した事案はなかった。

(イ) 状況

事案名		受理 総数	平成 28 年度末 係属件 数	平成 29 年度中 の申立 件数	平成 29 年度中 の取下 げ件数	平成 29 年度中 の判定 件数	平成 29 年度末係 属件数
県 関 係		0	0	0	0	0	0
(小計)		0	0	0	0	0	0
受託 市町 村等 関係		0	0	0	0	0	0
(小計)		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0

(2) 職員苦情相談

(ア) 概要

a 職員体制

計8名(職員課 審査・給与担当職員8名) うち女性5名(セクハラ相談の対応等)

b 相談の方法

面談、電話、書面、ファクシミリ、メールにより相談

(イ) 状況

a 件数等

平成29年度中に受理した件数は43件(実件数)となっており、男女別では、男性23件、女性20件で、任命権者別では、知事部局8件、教育委員会5件、警察本部1件、市町村・一部事務組合等18件、その他・不明が11件となっている。相談の申出方法は、電話24件、メール12件、面談6件、書面1件となっている。

b 内容別・任命権者別処理件数

※()内は平成28年度の件数

	知事部局	教育委員会	警察本部	市町村・一部事務組合	その他・不明	計
任用	0 (0)	1 (1)		4 (0)	2 (1)	7 (2)
給与	1 (0)	0 (1)		2 (2)	2 (0)	5 (3)
勤務時間、休暇、服務等	1 (2)	2 (0)		2 (3)	3 (4)	8 (9)
健康安全等				0 (1)		0 (1)
セクハラ	1 (0)					1 (0)
パワーハラ	4 (2)	1 (0)		7 (3)	1 (1)	13 (6)
パワーハラ以外のいじめ等	1 (1)	1 (1)		3 (0)	1 (1)	6 (3)
公平審査		0 (1)		0 (0)		0 (1)
その他	0 (2)	0 (2)	1 (0)	0 (2)	2 (2)	3 (8)
計	8 (7)	5 (6)	1 (0)	18 (11)	11 (9)	43 (33)

c 処理方法

制度説明・助言をしたものが31件、相談者の意向等を当局に伝達したものが9件、他機関を紹介したものが2件、あっせんしたものが1件となっている。

なお、審査請求や措置要求に移行した事例はなかった。

(3) 職員団体関係

ア 管理職員等の指定

(ア) 概要

a 県関係

平成 30 年 4 月からの県の行政組織の変更等に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

b 受託市町村等関係

平成 29 年 4 月の受託市町村等における行政組織の改編に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

イ 職員団体の登録

(ア) 概要

職員団体の登録については、役員改選等に係る届出が 32 件、規約の変更に係る届出が 1 件、所在地の変更に係る届出が 1 件あった。

(イ) 状況

平成 28 年 度末登録 団体総数	新規登録 団体数	解散等団 体数	変更届出			法人と なる旨 の申出	平成 29 年 度末登録 団体総数
			規約	役員	所在地		
32	0	0	1	32	1	0	32

注) 「役員変更届出」には、専従職員の変更に係る届出を含む。

(4) 労働基準監督関係

平成 29 年度における労働基準監督事務の概要は、次のとおりである。

ア 事業場調査について

人事委員会は、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定に基づき、地方公共団体の行う労働基準法別表第 1 第 11 号、第 12 号及び同表に掲げる事業以外の事業（官公署等の事業）に従事する職員（企業職員及び単純労務職員を除く）について労働基準監督機関の職権を有している。

このため、人事委員会が労働基準監督機関として職権を行使することとされている事業場について、書面等による調査及び指導（以下「事業場調査」という。）を行い、職員の勤務環境の向上を図っている。

全体状況の把握と効率的な指導を図るため、平成 19 年度から書面による全数調査と必要に応じた実態確認を実施しており、平成 29 年度は、当委員会所管の調査対象のうち、168 事業場について実施した。（兼務職員のための 10 事業場は調査対象から除いている。対象事業場の内訳：知事部局 49 事業場、教育委員会 88 事業場、警察 24 事業場、その他任命権者 7 事業場）

イ 労働基準法及び安全衛生法関係

(ア) 労働安全衛生法に基づく認定及び報告状況について (H29 年度受付分)

	衛生管理者 の選任報告 (件)	産業医の選 任報告(件)	定期健康診 断結果報告 (事業場)	特殊健康診 断結果報告 (事業場)	労働者死傷 病報告(件)	有機溶剤中毒予 防規則一部適用 除外認定(件)
知事部局	9	4	18	3	2	0
教育委員会	8	1	45	5	10	0
警察	6	0	18	16	31	0

(イ) 宿日直許可の状況について (H30.3.31 現在)

知事部局	5
教育委員会	34
警察	24
その他	1

ウ ボイラー等の安全取締の状況

(ア) ボイラー、第一種圧力容器、ゴンドラ及びクレーン (以下「ボイラー等」という。) の安全取締りの状況

総括表 (H30.3.31 現在) 設置事業場数 51 (廃止分を除く)

	ボイラー	第一種 圧力容器	ゴンドラ	クレーン
前年度末の設置基数 (A)	53	38	1	3
本年度設置基数 (B)	0	0	0	2
本年度廃止基数 (C)	3	0	0	0
本年度末の総数設置基数 (D) <(A)+(B)-(C)>	50	38	1	5

(イ) ボイラー等の諸検査の状況

区分	事業場数	基 数			
		ボイラー	第一種 圧力容器	ゴンドラ	クレーン
落成検査	1	0	0	0	2
変更検査	0	0	0	0	0
使用再開検査	3	3	2	0	1
性能検査	44	43	32	1	0

(検査結果)

- ボイラー等の性能検査については、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所が実施する検査を受検している。
- 本年度における検査結果は概ね良好であったが、性能検査のうち、ボイラー16基及び第一種圧力容器8基については、附属部品等の取り換え、補修等の指示、指導があった。

(5) 公平事務委託市町村等の事務の受託状況

市町村等公平委員会の事務の受託は、平成 30 年 4 月 1 日現在で 13 市 15 町 4 村 21 一部事務組合 3 広域連合の合計 56 団体となっている。

なお、独自の公平委員会を設置している市町村等は、盛岡市、盛岡地区広域消防組合及び盛岡地区衛生処理組合の 1 市 2 一部事務組合である。

(6) 退職管理関係

地方公務員法の一部改正により、平成 28 年度から、現職職員が再就職者から禁止されている働きかけを受けた時は人事委員会にその旨を届け出るよう義務付けられたが、平成 29 年度中に当該届出はなく、第三者からの通報もなかった。

参 考 资 料

6 参考資料

(1) 初任給基準表(平成30年4月1日現在)

行政職給料表

一般	正規の試験	I種		1-25	180,800
		II種		1-15	161,200
III種			1-5	148,400	
	その他	高 校 卒		1-1	143,900
無線従事者		第1級総合無線通信士		1-25	180,800
		第1級海上無線通信士			
		第1級陸上無線技術士			
		第2級総合無線通信士		1-9	152,800
		第2級海上無線通信士			
		第2級陸上無線技術士			
		第1級陸上特殊無線技士			
		航空無線通信士		1-5	148,400
		第3級総合無線通信士		1-1	143,900
		第3級海上無線通信士			
		国内電信級陸上特殊無線技士			
		第4級海上無線通信士			
第1級海上特殊無線技士					
その他の資格					

公安職給料表

正規の試験	I 種	3-2	212,100
	II 種	2-3	186,900
	III 種	1-3	171,000

教育職給料表(1)

教 諭 養護教諭 栄養教諭 (任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。)	博士課程修了	2-31	267,900
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2-13	223,700
	大 学 卒	2-1	202,400
栄養教諭 (任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 実習教諭 実習助手 寄宿舎 指導員	短 大 卒	1-11	175,400
	大 学 卒	1-21	198,600
	短 大 卒	1-11	175,400
	高 校 卒	1-1	157,700

教育職給料表(2)

教 諭 養護教諭 栄養教諭 (任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。)	博士課程修了	2-43	267,900
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2-25	223,700
	大 学 卒	2-13	202,400
栄養教諭 (任用の期限を付さないものを除く。) 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	短 大 卒	2-3	178,000
	大 学 卒	1-21	198,600
	短 大 卒	1-11	175,400
	高 校 卒	1-1	157,700

研究職給料表

正規 の 試験	I種		1-25	185,700
	II種		1-15	163,900
	III種		1-5	148,600
そ の 他		博士課程修了 (大学6卒 後のもの に限る。)	1-61	248,900
		博士課程修了	1-57	244,500
		修士課程修了 専門職学位 課程修了 大学6卒	1-37	208,800
		高 校 卒	1-1	144,100

医療職給料表(1)

医 師 歯 科 医 師	博士課程修了	1-33	350,900
	大学6卒	1-9	271,200

医療職給料表(3)

保 健 師	大 学 卒	2-11	211,100
	短 大 3 卒	2-5	198,800
看 護 師	短 大 3 卒	2-5	198,800
	短 大 2 卒	2-1	190,500
准看護師	准看護師養成所卒	1-1	162,700

医療職給料表(2)

薬 劑 師	大 学 6 卒	2-15	209,600	
	大 学 4 卒	2-1	187,000	
獣 医 師	大 学 6 卒	2-15	209,600	
	大 学 4 卒	2-1	187,000	
栄 養 士	大 学 卒	2-1	187,000	
	正 規 の 試 験	1-11	164,600	
診療放射線技師	大 学 卒	2-1	187,000	
	短 大 3 卒	1-17	175,700	
診療エックス線技師	短 大 卒	1-11	164,600	
臨床検査技師	大 学 卒	2-1	187,000	
	短 大 3 卒	1-17	175,700	
衛生検査技師	大 学 卒	2-1	187,000	
	短 大 卒	1-11	164,600	
臨床工学技士	大 学 卒	2-1	187,000	
	短 大 3 卒	1-17	175,700	
理学療法士 作業療法士	大 学 卒	2-1	187,000	
	短 大 3 卒	1-17	175,700	
視能訓練士	大 学 卒	2-1	187,000	
	短 大 3 卒	1-17	175,700	
言語聴覚士	大 学 卒	2-1	187,000	
	短 大 3 卒	1-17	175,700	
歯科衛生士		短 大 3 卒	1-17	175,700
		短 大 2 卒	1-11	164,600
		高校専攻科卒	1-7	157,800
歯科技工士		短 大 3 卒	1-17	175,700
		短 大 2 卒	1-11	164,600
あん摩マッサージ 指 圧 師 は り 師 き ゅ う 師 柔 道 整 復 師		短 大 3 卒	1-17	175,700
		短 大 2 卒	1-11	164,600
		高 校 卒	1-1	148,800
そ の 他		高 校 卒	1-1	148,800

(2) 級別職務区分表

1 行政職給料表

(平成30年4月1日現在)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
知事 の 事 務 部 局	本庁	2級から 10級まで の欄に掲 げる職以 外の職	3級から 10級まで の欄に掲 げる職以 外の職で 特に高度 の知識又 は経験を 必要とす るもの	主査 主査スポ ーツ医・ 科学専門 員 主任 主任スポ ーツ医・ 科学専門 員 建築監視 員 主任行政 専門員	主任主査 上席スポ ーツ医・ 科学専門 員 主査 主査スポ ーツ医・ 科学専門 員 主査行政 専門員	担当課長 特命課長 主任主査 上席スポ ーツ医・ 科学専門 員	総括課長 特命参事 主任主査 総括調査 監 調査監 報道監 防災危機 管理監 総務事務 センター 所長 政策監 調整監 ふるさと 振興監 地域振興 監 地域連携 推進監 国際監 医師支援 推進監 競馬改革 推進監 県産米戦 略監 県産米生 産振興監 県産米販 売推進監 会計指導 監 課長	総括課長 特命参事 主任主査 総括調査 監 調査監 報道監 防災危機 管理監 総務事務 センター 所長 政策監 調整監 ふるさと 振興監 地域振興 監 地域連携 推進監 国際監 医師支援 推進監 競馬改革 推進監 県産米戦 略監 県産米生 産振興監 県産米販 売推進監 会計指導 監 課長	副部長 副室長 副局長 室長 局長 環境担当 技監 農政担当 技監 農村整備 担当技監 林務担当 技監 水産担当 技監 漁港担当 技監 道路都市 担当技監 河川港湾 担当技監 復興担当 技監 首席調査監 首席ふるさ と振興監 首席ILC 推進監 参事 技術参事	会計管理者 部長 秘書広報 室長 理事 技監	企画理事 復興局長
	広域振興局			主査 出張所長 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 出張所長 主査行政 専門員	課長 特命課長 普及サブ センター 所長 整備事務 所次長	部長(盛岡 を除く。) 審査指導 監 特命参事 室長	部長(盛岡 を除く。) 審査指導 監 特命参事 室長	副局長 部長(盛岡 に限る。) 参事 技術参事	局長	

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
						ダム管理 事務所長	企画推進 課長	企画推進 課長			
						ダム建設 事務所次 長 林務出張 所長 主任主査	管理主幹 総務課長 (県南の 総務部(総 務センタ ーを除 く。)に限 る。)	管理主幹 総務課長 (県南の 総務部(総 務センタ ーを除 く。)に限 る。)			
							林業振興 課長(盛岡 に限る。)	林業振興 課長(盛岡 に限る。)			
							農政調整 課長	農政調整 課長			
							農林調整 課長	農林調整 課長			
							水産調整 課長	水産調整 課長			
							副部長	副部長			
							用地課長 (盛岡及び 花巻土木セ ンターに限 る。)	用地課長 (盛岡及び 花巻土木セ ンターに限 る。)			
							調整課長 センター 所長	調整課長 センター 所長			
							センター 副所長	センター 副所長			
							整備事務 所長	整備事務 所長			
							ダム建設 事務所長	ダム建設 事務所長			
出先 機関	東京事務所					副部長	部長	部長	所長		
	消防学校			科主任	科主任	副校長	校長	校長			
	先端科学 技術研究 センター					副所長			所長		

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	環境保健 研究センター					企画情報 部長	副所長 健康情報 調査監	副所長 健康情報 調査監	所長		
	県民生活 センター					次長	所長	所長			
	保健所				課長	副所長 (奥州に 限る。)	副所長 (奥州に 限る。)	副所長(県 央に限 る。)			
	福祉総合 相談セン ター					課長	部長	部長	所長		
	児童相談 所					次長 課長	所長	所長			
	高等看 護学院										
	精神保健 福祉セン ター					次長					
	杜陵学園					園長補佐	園長	園長			
	大阪事務所				次長	次長	所長	所長			
	名古屋事 務所					次長	所長	所長			
	福岡事務 所				次長	次長	所長	所長			
	産業技術 短期大学 校			主査講師 主任講師	上席講師 主査講師	事務局次長 准教授 上席講師	事務局長 教育部長 教授	事務局長 教育部長 教授	副校長		
	高等技術 専門学校			科主任	科主任	校長補佐	校長	校長			
	病虫害防 除所					次長	所長	所長			
	家畜保健 衛生所					次長					
	漁業取締 事務所			機関長 通信長	機関長 通信長	次長 船長	所長	所長			

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	生物工学 研究所						所長	所長			
	農業研究 センター					課長	病虫害防 除部長 畜産研究 所次長	病虫害防 除部長 畜産研究 所次長			
	林業技術 センター					企画総務 部長	副所長	副所長			
	水産技術 センター			機関長 通信長	機関長 通信長	総務部長 船長					
	内水面水 産技術セ ンター										
	農業大学 校			主査講師 主任講師	上席講師 主査講師	准教授 上席講師	副校長 事務局長 教授	副校長 事務局長 教授	校長		
	農業改良 普及セン ター					普及課長 普及サブ センター 所長	所長 副所長	所長 副所長	所長（中央 に限る。）		
	北上川上 流流域下 水道事務 所					課長	所長	所長			
	花巻空港 事務所					次長	所長	所長			
				主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 主査行政 専門員	主任主査					
				主任主事 主任技師	副主任 技術副主任	副主任 技術副主任	主幹 技術主幹				
	専門職員				上席特別税 務調査員 上席通信 技師 上席消防 教官	上席特別税 務調査員 上席通信 技師 上席消防 教官	首席特別税 務調査員				

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
				主査通信技師 主任通信技師 主査消防教官 主任消防教官	主査通信技師 主査消防教官						
					上席社会福祉主事 上席障がい者福祉司 上席児童福祉司 上席相談調査員 上席児童心理司 上席心理判定員 上席児童指導員 上席職業指導員 上席生活指導員 上席保育士 上席児童自立支援専門員	上席社会福祉主事 上席障がい者福祉司 上席児童福祉司 上席相談調査員 上席児童心理司 上席心理判定員 上席児童指導員 上席職業指導員 上席生活指導員 上席保育士 上席児童自立支援専門員	首席児童福祉司 首席児童指導員				
				主査社会福祉主事 主任社会福祉主事 主査障がい者福祉司 主任障がい者福祉司	主査社会福祉主事						

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
				主査児童福祉司 主任児童福祉司 主査相談調査員 主任相談調査員 主査児童心理司 主任児童心理司 主査心理判定員 主任心理判定員 主査児童指導員 主任児童指導員 主査職業指導員 主任職業指導員 主査生活指導員 主任生活指導員 主査保育士 主任保育士 主査児童自立支援専門員 主任児童自立支援専門員	主査児童福祉司 主査相談調査員 主査児童心理司 主査心理判定員 主査児童指導員 主査職業指導員 主査生活指導員 主査保育士 主査児童自立支援専門員						
				主査技術指導員 主任技術	上席技術指導員 主査技術指導員	上席技術指導員	首席技術指導員				

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
					指導員							
						上席農業普及員	上席農業普及員					
						上席林業普及指導員	上席林業普及指導員	首席林業普及指導員				
						上席水産業普及指導員	上席水産業普及指導員	首席水産業普及指導員				
						上席航海士	上席航海士					
						上席機関士	上席機関士					
						上席通信士	上席通信士					
					主査農業普及員	主査農業普及員						
					主任農業普及員	主査林業普及指導員						
					主査林業普及指導員							
					主任林業普及指導員							
					主査水産業普及指導員	主査水産業普及指導員						
					主任水産業普及指導員							
					主査航海士	主査航海士						
					主任航海士							
					主査機関士	主査機関士						
					主任機関士							
					主査通信士	主査通信士						
					主任通信士							
					主査建築専門員	上席建築専門員	上席建築専門員					
						主査建築専門員						
議会の事務局					主査主任主任主事	主任主査副主任主査	担当課長主任主査副主任主査	総括課長課長主幹	総括課長課長	次長参事	事務局長	

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
教育委員会 の 事務局 等	本庁			文化財専門員(主任相当、主査相当) 主査 主任 主任行政専門員	上席文化財専門員 主任主査 副主任主査 技術副主査 文化財専門員(主査相当) 主査 主査行政専門員	担当課長 特命課長 上席文化財専門員 主任主査 副主任主査 技術副主査	総括課長 特命参事 課長 主幹 技術主幹	総括課長 特命参事 課長	教育次長 室長 参事		
	出先機関	教育事務所		主査 主任 主任行政専門員	主任主査 副主任主査 主査 主査行政専門員	企画総務課長 主任主査 副主任主査	所長 企画総務課長(盛岡に限る。) 主幹	所長 企画総務課長(盛岡に限る。)	所長(盛岡に限る。)		
	教育機関	総合教育センター		主査 主任 主任行政専門員	主任主査 副主任主査 主査 主査行政専門員	主任主査 副主任主査	総務部長 主幹	総務部長			
		生涯学習推進センター		主査 主任 主任行政専門員	主任主査 副主任主査 主査 主査行政専門員	総務部長 主任主査 副主任主査	主幹				
		図書館		主査 主任 主任行政専門員	主任主査 副主任主査 主査 主査行政専門員	主任主査 副主任主査	副館長 主幹	副館長			
		埋蔵文化財センター		文化財専門員(主任相当、主査相当)	上席文化財専門員 文化財専門員(主査相当)	上席文化財専門員	所長 副所長	所長 副所長			

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	県立学校			主査 主任 通信長 主任航海士 主任機関士 主任通信士 主任行政 専門員	漁撈長 機関長 主任主査 副主任幹 主査 通信長 主任航海士 主任機関士 主任通信士 主査行政 専門員	事務長(6 級及び7 級の欄に 掲げられ ている事 務長を除 く。) 船長 漁撈長 機関長 主任主査 副主任幹	高等学校又は特別支援 学校の事務 長(盛岡第 一、不来方、 杜陵、盛岡 農業、盛岡 工業、盛岡 商業、黒沢 尻工業、水 沢、一関第 一、大船渡、 釜石、宮古、 宮古水産、 福岡、盛岡 視覚支援、 盛岡聴覚支 援、盛岡と なん支援及 び花巻清風 支援に限 る。) 主幹	高等学校又は特別支援 学校の事務 長(盛岡第 一、不来方、 杜陵、盛岡 農業、盛岡 工業、盛岡 商業、黒沢 尻工業、水 沢、一関第 一、大船渡、 釜石、宮古、 宮古水産、 福岡、盛岡 視覚支援、 盛岡聴覚支 援、盛岡と なん支援及 び花巻清風 支援に限 る。)			
	市町村立 小中学校 及び義務 教育学校			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 主査行政 専門員	事務長 主任主査	主幹				
				主任主事 主任技師							

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
警察	本部等	本部			係長 主査	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐 係長	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐	課長 科学捜査研究所長 指導監査室長 サイバーセキュリティ対策官 自動車運転免許試験場長 人事調査官 給与調査官 会計調査官 施設調査官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調査官 交通管制官	課長 科学捜査研究所長 指導監査室長 サイバーセキュリティ対策官 自動車運転免許試験場長 人事調査官 給与調査官 会計調査官 施設調査官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調査官 交通管制官	参事		
		警察学校			係長 主査	事務長 係長	事務長	術科調査官	術科調査官			
	警察署				係長 主査 船長 機関長	課長 係長 船長 機関長	課長					
					主任主事 主任技師	副主幹	副主幹	主幹				
		選挙管理委員会の事務局			主査 主任	主任主査 副主幹 主査	副書記長 主任主査 副主幹	書記長	書記長			
		監査委員の事務局			主査 主任 主任主事 主任行政専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政専門員	主任主査 副主幹	総括課長 主幹	総括課長	事務局長		

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
人事委 員会 の 事務局					主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	担当課長 主任主査 副主任	総括課長 主幹	総括課長	事務局長 参事		
労働委 員会 の 事務局					主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	特命課長 主任主査 副主任	総括課長	総括課長	事務局長 参事		
収用委 員会 の 事務局					主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	主任主査 副主任	事務局長	事務局長			
海漁 業調 整 委員 会 の 事務 局					主査 主任	主任主査 技術主任 主査	事務局次長 主任主査 技術主任	事務局長 技術主幹	事務局長	事務局長		

- 備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、課付、室付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付、課付、所付、総合教育センターに置かれる所付若しくは県立学校に置かれる学校付の職、警察本部に置かれる部付、課付、所付、隊付若しくは警察学校に置かれる学校付若しくは警察署に置かれる署付の職、監査委員の事務局に置かれる局付の職又は人事委員会の事務局に置かれる局付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から10級までのいずれか一の級に決定するものとする。
- 2 9級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職員の職務の級を上位の級に決定することができる。
- 3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。
- 4 この表において3級の欄に掲げる「主任相当」とは、知事の事務部局の款3級の欄に掲げる主任に、「主査相当」とは、知事の事務部局の款3級の欄に掲げる主査に、4級の欄に掲げる「主査相当」とは、知事の事務部局の款4級の欄に掲げる主査にそれぞれ相当するものである。

2 公安職給料表

区分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
警察	本部	巡査	巡査(巡査長に限る。)	巡査部長 巡査(巡査長に限る。)	警部 警部補 巡査部長 巡査(巡査長に限る。)	警部 警部補	警視 警部(次長、地域調査官、科学捜査研究所副所長、機動捜査隊副隊長、交通機動隊副隊長、高速道路交通警察隊副隊長及び機動隊副隊長に限る。)	警視(課長、監察官、留置管理官、安全・安心まちづくり推進室長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長に限る。)	警視(参事官及び監察課長に限る。)	警視(部長及び首席監察官、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長又は公安課長を兼ねる参事官に限る。)
	警察学校						警視			警視(校長に限る。)
	警察署						警視 警部(次長、警務課長並びに見前及び高田の幹部交番所長に限る。)	警視(署長及び副署長に限る。)	警視(岩手、紫波、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸の署長に限る。)	警視(盛岡東、盛岡西、花巻、北上及び奥州の署長に限る。)

備考1 警察本部に置かれる部付、課付、所付若しくは隊付、警察学校に置かれる学校付又は警察署に置かれる署付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て6級から9級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 6級以下の級に区分されている職で警察本部長が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

3 教育職給料表(1)

区 分			1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
知事の事務 部局	本庁			主査スポーツ 振興専門員 主任スポーツ 振興専門員 スポーツ振興 専門員		上席スポーツ 振興専門員	首席スポー ツ振興専門 員
	出先機関	産業技術短期大 学校	講師 技術指導員	主査講師 主査技術指導 員 主任講師 主任技術指導 員 講師 技術指導員		准教授	教授
		農業大学校	講師 行政専門員	主査講師 主任講師 講師 行政専門員		准教授	教育部長 教授
教育委員会 の事務局等	本庁			指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導 主事 主任社会教育 主事	首席指導主事 首席経営指 導主事 首席社会教 育主事 特命参事
	出先機関	教育事務所		指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導 主事 主任社会教育 主事	首席経営指 導主事 首席社会教 育主事
	教育機関	総合教育センター	研修助手	研修指導主事 指導主事		研修部長 支援指導部長 主任研修指導 主事 主任指導主事	所長 研修部長 支援指導部長
		生涯学習推進セ ンター		社会教育主事 社会教育主事補		生涯学習部長 主任社会教育 主事	所長 首席社会教 育主事
		図書館					館長
		博物館		社会教育主事 社会教育主事補			
		美術館		社会教育主事 社会教育主事補			
埋蔵文化財セン ター		社会教育主事 社会教育主事補					

区 分			1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		県立高等学校等	教諭 養護教諭 栄養教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭（任用の期限をふさないものに限る。）	指導教諭 指導養護教諭	副校長 教頭 主任指導教諭	校長
			講師 助教諭 養護助教諭 実習教諭 実習助手 寄宿舎指導員	講師（任用の期限を付さないものに限る。） 実習教諭 寄宿舎指導員			
警察	本部等	警察学校				副校長	

- 備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは室付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は県立高等学校等に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。
- 2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を3級に決定することができる。
- 3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

4 教育職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	
知事の事務部局	本庁		主査スポーツ振興専門員 主任スポーツ振興専門員 スポーツ振興専門員		上席スポーツ振興専門員	首席スポーツ振興専門員	
教育委員会の事務局等	本庁		指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事 特命参事	
	出先機関	教育事務所	指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		教務課長(盛岡を除く。) 主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	教務課長(盛岡に限る。) 首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事	
	教育機関	総合教育センター		指導主事		主任指導主事	
		生涯学習推進センター		社会教育主事 社会教育主事補		主任社会教育主事	首席社会教育主事
		博物館		社会教育主事 社会教育主事補			
		美術館		社会教育主事 社会教育主事補			
		埋蔵文化財センター		社会教育主事 社会教育主事補			
	中学校	講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 講師(任用の期限を付さないものに限り)	主幹教諭 指導養護教諭	副校長 教頭	校長	
市町村立小中学校及び義務教育学校	栄養教諭(任用の期限を付さないものを除く。) 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭(任用の期限を付さないものに限り。) 講師(任用の期限を付さないものに限り。)	主幹教諭 指導教諭 指導養護教諭	副校長 教頭	校長		

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは室付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は市町村立小中学校若しくは義務教育学校に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を3級に決定することができる。

5 研究職給料表

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
知事の事務 部局	本庁	2級から5級ま での欄に掲げる 職以外の職	主任専門学芸 員 専門学芸員	上席専門学芸 員 主任専門学芸 員			
	出先機関		先端科学技術 研究センター				
			環境保健研究 センター		部長	副所長	
			生物工学研究所				
			農業研究センター		室長 県北農業研究 所次長	部長 県北農業研究 所長 畜産研究所次長	所長 副所長 畜産研究所長
			林業技術センター		部長	副所長	所長
			水産技術センター		部長	副所長	所長
			内水面水産技 術センター			所長	所長
	専門職員	主査専門研究員 主任専門研究員 専門研究員	上席専門研究員 主査専門研究員 主任専門研究員	首席専門研究員			
教育委員会 の事務局等	本庁		主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員			
	教育機関	博物館	主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員	首席専門学芸員 首席専門学芸 調査員		
		美術館	主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員	首席専門学芸員 首席専門学芸 調査員		
	警察	本部	刑事部科学捜 査研究所	主査専門研究員 専門研究員	上席専門研究員 主査専門研究員	科学捜査研究官	

備考1 知事の事務部局に置かれる課付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる部付若しくは課付の職又は警察本部に置かれる部付若しくは所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から5級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 4級以下の級に区分される職のうち任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

6 医療職給料表(1)

区		分		1 級	2 級	3 級	4 級	
知事の事務部局	本庁			医師 歯科医師	医務主幹 担当課長	総括課長 課長 医務主幹 担当課長	技監 副部長 医療政策室長 医務担当技監 総括課長 課長	
	広域振興局				課長 医務主幹 医師 歯科医師	保健福祉環境技監 部長 課長 医務主幹	保健福祉環境技監 部長	
出先機関		環境保健研究センター					首席専門研究員	首席専門研究員
		保健所			課長 医務主幹 医師 歯科医師	所長 副所長 次長 課長 医務主幹	所長 副所長 次長	
		福祉総合相談センター			医務主幹 医師	部長 医務主幹	部長	
		精神保健福祉センター			医務主幹 医師	所長 医務主幹	所長	

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、室付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て2級から4級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 3級以下の級に区分されている職で知事が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

7 医療職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
知事の事務部局	本庁	診療放射線技師	薬剤師					技術参事	
	広域振興局	臨床検査技師	獣医師	主査	主査	課長 主任主査 主査	保健福祉室長	保健福祉室長	
		栄養士 学校栄養職員	診療放射線技師 臨床検査技師						
	出先機関	食肉衛生検査所	衛生検査技師	栄養士			課長	所長	所長
		保健所	理学療法士	学校栄養職員					
			作業療法士	衛生検査技師			課長	次長	次長
		福祉総合相談センター	理療士	理学療法士					
		言語聴覚士	作業療法士						
	精神保健福祉センター	理療士	理療士						
		言語聴覚士	言語聴覚士						
家畜保健衛生所						課長 次長	所長(中央を除く) 次長(中央に限る。)	所長 次長(中央に限る。)	
				主査	主査	主任主査 主査			
							技術主幹		
	専門職員					上席薬剤師 上席獣医師 上席診療放射線技師 上席臨床検査技師 上席栄養士 上席衛生検査技師 上席理学療法士 上席言語聴覚士			
				主査薬剤師 主任薬剤師 主査獣医師 主任獣医師 主査診療放射線技師 主任診療放射線技師 主査臨床検査技師 主任臨床検査技師 主査栄養士 主任栄養士 主査衛生検査技師	主査薬剤師 主任薬剤師 主査獣医師 主任獣医師 主査診療放射線技師 主任診療放射線技師 主査臨床検査技師 主任臨床検査技師 主査栄養士 主任栄養士 主査衛生検査技師	主査薬剤師 主査獣医師 主査診療放射線技師 主査臨床検査技師 主査栄養士 主査衛生検査技師			

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
					主任衛生検査技師 主査理学療法士 主任理学療法士 主査作業療法士 主任作業療法士 主査理療士 主任理療士 主査言語聴覚士 主任言語聴覚士 薬剤師 獣医師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 衛生検査技師 理学療法士 作業療法士 理療士 言語聴覚士	主任衛生検査技師 主査理学療法士 主任理学療法士 主査作業療法士 主任作業療法士 主査理療士 主任理療士 主査言語聴覚士 主任言語聴覚士	主査理学療法士 主査作業療法士 主査理療士 主査言語聴覚士			
教育委員会	教育機関	県立高等学校等			主任栄養士 栄養士	主任栄養士				
		市町村立小中学校及び義務教育学校			主任学校栄養職員 学校栄養職員	主任学校栄養職員				

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から7級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

8 医療職給料表(3)

区		分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
知事の事務 部局	本庁		准看護師	保健師 看護師 看護教員 准看護師	保健師 看護師				
	広域振興局				主査 保健師 看護師	主査	課長 主任主査 主査	保健福祉室長	
	出先機関	保健所			保健師 看護師		課長	次長	
		福祉総合相 談センター							
		児童相談所							
		高等看護学院			科主任 看護教員	科主任	副学院長 科主任		
		精神保健福 祉センター			保健師				
					主査	主査	主任主査 主査		
								技術主幹	
		専門職員			主査保健師 主任保健師 主査看護教員 主任看護教員 主査看護師 主任看護師	主査保健師 主任保健師 主査看護教員 主任看護教員 主査看護師 主任看護師	主査保健師 主任保健師 主査看護教員 主任看護教員 主査看護師 主任看護師	上席保健師 上席看護教員 上席看護師 主査保健師 主査看護教員 主査看護師	
教育委員会 の事務局	本庁	教職員課		保健師	主査保健師 主任保健師 保健師	主査保健師 主任保健師	上席保健師 主査保健師		
警察	本部	警務部厚生課		保健師	主査保健師 保健師	主査保健師	上席保健師 主査保健師		

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは所付けの職又は警察本部に置かれる課付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から6級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

(3) 給料の特別調整額
 給料の特別調整額に関する規則(昭和35年岩手県人事委員会規則第16号)
 別表第1(第2条関係)

(平成30年4月1日現在)

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
知事 の 事 務 部 局	本庁	企 画 理 事 復 興 局 長 会 計 管 理 者 部 長 秘 書 広 報 室 長	副 部 長 副 室 長 副 局 長 室 長 首 席 調 査 監 首 席 ふ る さ と 振 興 監 首 席 I L C 推 進 監 局 長 環 境 担 当 技 監 医 務 担 当 技 監 農 政 担 当 技 監 農 村 整 備 担 当 技 監 林 務 担 当 技 監 水 産 担 当 技 監 漁 港 担 当 技 監 道 路 都 市 担 当 技 監 河 川 港 湾 担 当 技 監 復 興 担 当 技 監 理 事 技 監	参 事 技 術 参 事 総 括 課 長 (人 事 課 及 び 財 政 課 に 限 る。)	総 括 課 長 総 括 調 査 監 総 務 事 務 セ ン タ ー 所 長 政 策 監 調 整 監 地 域 振 興 監 国 際 監 首 席 ス ポ ー ツ 振 興 専 門 員 医 師 支 援 推 進 監 競 馬 改 革 推 進 監 県 産 米 戦 略 監 会 計 指 導 監 特 命 参 事	調 査 監 報 道 監 防 災 危 機 管 理 監 ふ る さ と 振 興 監 地 域 連 携 推 進 監 県 産 米 生 産 振 興 監 県 産 米 販 売 推 進 監 課 長	担 当 課 長
	広 域 振 興 局	局 長 副 局 長 部 長 (盛 岡 に 限 る。) 保 健 福 祉 環 境 技 監 (盛 岡 に 限 る。)	保 健 福 祉 環 境 技 監 参 事 技 術 参 事 経 営 企 画 部 長 総 務 部 長 保 健 福 祉 環 境 部 長 (県 南 に 限 る。) 農 政 部 長 水 産 部 長 (沿 岸 に 限 る。) 土 木 部 長	保 健 福 祉 環 境 技 監 参 事 技 術 参 事 経 営 企 画 部 長 総 務 部 長 保 健 福 祉 環 境 部 長 (県 南 に 限 る。) 農 政 部 長 水 産 部 長 (沿 岸 に 限 る。) 土 木 部 長	県 税 部 長 保 健 福 祉 環 境 部 長 (県 南 を 除 く。) 農 林 部 長 林 務 部 長 水 産 部 長 (県 北 に 限 る。) 特 命 参 事 納 税 室 長 課 税 室 長 保 健 福 祉 室 長 (盛 岡 に 限 る。) 農 業 振 興 室 長 農 業 改 良 普 及 室 長 農 村 整 備 室 長 (盛 岡 及 び 県 南 に 限 る。) 管 理 用 地 室 長	審 査 指 導 監 産 業 振 興 室 長 県 税 室 長 保 健 福 祉 室 長 (盛 岡 を 除 く。) 農 村 整 備 室 長 (沿 岸 及 び 県 北 に 限 る。) 企 画 推 進 課 長 産 業 振 興 課 長 (盛 岡 に 限 る。) 管 理 主 幹 総 務 課 長 (総 務 部 (総 務 セ ン タ ー を 除 く。) に 限 る。) 農 政 調 整 課 長 農 林 調 整 課 長 林 業 振 興 課 長 (盛 岡 に 限 る。)	

組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
				道路河川室長 建築住宅室長 センター所長 (千厩土木センターを除く。)	水産調整課長 副 部 長 用地課長(盛岡及び花巻土木センターに限る。) 調 整 課 長 センター所長 (千厩土木センターに限る。) センター副所長 林 務 室 長 整備事務所長 ダム建設事務所長 普及サブセンター所長 林務出張所長	
広域振興局以外の出先機関		東京事務所長 先端科学技術研究センター所長 環境保健研究センター所長 保健所長(県央に限る。) 保健所副所長(県央に限る。) 福祉総合相談センター所長 産業技術短期大学校副校長 農業研究センター所長 林業技術センター所長 水産技術センター所長 農業大学校長 農業改良普及センター所長(中央に限る。)	保健所長(奥州に限る。) 保健所副所長(奥州に限る。) 家畜保健衛生所長(中央に限る。) 農業研究センター副所長 農業研究センター畜産研究所長	東京事務所の部長 消防学校長 食肉衛生検査所長 環境保健研究センター副所長 環境保健研究センター健康情報調査監 県民生活センター所長 保健所長(県央及び奥州を除く。) 保健所次長(奥州を除く。) 福祉総合相談センターの部長 児童相談所長 精神保健福祉センター所長 杜陵学園長 大阪事務所長 名古屋事務所長 福岡事務所長 産業技術短期大学校事務局長 産業技術短期大学校教育部長 高等技術専門校長 病虫害防除所長	保健所次長(奥州に限る。) 農業研究センター畜産研究所外山畜産研究室長 農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室長 農業大学校教育部長 農業改良普及センター普及サブセンター所長	

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
					家畜保健衛生所長 家畜保健衛生所次長（中央に限る。） 漁業取締事務所長 生物工学研究所長 農業研究センターの部長 農業研究センター畜産研究所次長 農業研究センター県北農業研究所長 林業技術センター副所長 水産技術センター副所長 内水面水産技術センター所長 農業大学校副校長 農業大学校事務局長 農業改良普及センター所長 農業改良普及センター副所長 北上川上流流域下水道事務所長 花巻空港事務所長		
議会の事務局		事務局長	次長	参事	総括課長	課長	担当課長
教育委員の事務局等	本庁		教育次長 室長	参事 総括課長（教職員課に限る。）	総括課長 特命参事	課長	担当課長
	出先機関		教育事務所長（盛岡に限る。）		教育事務所長 教育事務所企画総務課長（盛岡に限る。）	教育事務所教務課長（盛岡に限る。）	
	教育機関		総合教育センター所長 図書館長		生涯学習推進センター所長 図書館副館長 埋蔵文化財センター所長	総合教育センターの部長 埋蔵文化財センター副所長	
	県立学校					校長 高等学校又は特別支援学校の事務長（盛岡第一、盛岡農業、盛岡工業、盛岡商業及び盛岡となど）	副校長 教頭 高等学校又は特別支援学校の事務長（不来方、杜陵、黒沢尻工

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
						支援に限る。)	業、水沢、一関
							第一、大船渡、釜石、宮古、宮古水産、福岡、盛岡視覚支援、盛岡聴覚支援及び花巻清風支援に限る。) 船長
警察	本部等		部長 警察学校長 参事官（首席監察官、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長又は公安課長を兼ねる参事官に限る。）	参事官 参事 課長（監察課長に限る。）	課長 監察官 留置管理官 科学捜査研究所長 機動捜査隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長 検視官室長（警視である検視官室長に限る。）	公安委員会補佐室長 取調べ監督業務推進室長 警務調査官 人事調査官 企画室長 給与調査官 広報官 被害者支援室長 会計調査官 施設調査官 指導監査室長 災害復興推進室長 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調査官 安全・安心まちづくり推進室長 生活安全調査官 人身安全対策室長 地域実務指導室長 地域調査官 少年事件指導官 生活環境調査官 サイバーセキュリティ対策官 刑事指導官 検視官室長 性犯罪捜査指導官 知能犯捜査指導官 意見聴取官	

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
						交通調査官 交通管制官 交通事故事件捜査統括官 交通聴聞官 自動車運転免許試験場長 高速道路交通調査官 警備指導官 情報分析官 外事・国際テロ対策室長 警備管理官 災害対策室長 術科調査官 警察学校副校長	
	警察署		署長（盛岡東、盛岡西、花巻、北上及び奥州に限る。）	署長（岩手、紫波、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸に限る。）	署長 副署長	地域官 刑事官 交通官	
	選挙管理委員会				書記長		
	監査委員の事務局		事務局長		総括課長		
	人事委員の事務局		事務局長	参事	総括課長		担当課長
	労働委員の事務局		事務局長	参事	総括課長		
	収用委員の事務局				事務局長		
	海区漁業調整委員の事務局				事務局長		

備考1 2種から6種までの欄に掲げる職（第2条第2項ただし書の規定に基づき、別表第1に掲げる職のうち当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より1種上位の区分とすることとして人事委員会が別に定める職を除く。）のうち人事委員

- 会の承認を得たものにあつては、当該職を占める職員の区分より1種上位の区分とすることができる。
- 2 1種から5種までの欄に掲げる職（以下「指定職」という。）を占める職員が欠けた場合は、当該指定職の職務を代理することとなる職が、その指定職の属する区分の1種下位の区分欄に掲げられているものとする。指定職が事務取扱い又は兼務を命ぜられた者をもって充てられている場合（別に定める場合を除く。）においても、同様とする。

ア 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
10 級	1 種	133,600 円
9 級	1 種	128,900 円
	2 種	103,100 円
8 級	2 種	94,300 円
	3 種	84,900 円
	4 種	75,400 円
7 級	3 種	80,100 円
	4 種	71,200 円
	5 種	53,400 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、62,300 円
	6 種	44,500 円
6 級	3 種	75,700 円
	4 種	67,300 円
	5 種	50,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、58,900 円
	6 種	42,100 円
5 級	5 種	48,400 円
	6 種	40,400 円
4 級	5 種	44,900 円
	6 種	37,400 円

イ 公安職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9 級	2 種	96,000 円
8 級	3 種	82,200 円
7 級	4 種	72,300 円
	5 種	54,200 円
6 級	4 種	69,900 円
	5 種	52,400 円
5 級	5 種	49,300 円

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	2 種	91,800 円
	4 種	73,400 円
	5 種	55,100 円。ただし、高等学校又は特別支援学校(以下「高等学校等」という。)の校長の職で人事委員会が別に定めるもの及び総合教育センターの部長にあつては、64,200 円
3 級	5 種	53,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、62,400 円
	6 種	44,600 円。ただし、高等学校等の教頭の職にあつては 35,700 円、高等学校等の副校長の職で、人事委員会が別に定めるものにあつては 53,500 円

エ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	4 種	70,100 円
	5 種	52,600 円
3 級	6 種	43,100 円

オ 研究職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
5 級	2 種	102,100 円
	3 種	91,900 円
	4 種	81,700 円
4 級	4 種	72,200 円
3 級	5 種	49,100 円

カ 医療職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	2 種	109,000 円
	3 種	98,100 円
	4 種	87,200 円
	5 種	65,400 円
3 級	2 種	103,100 円
	3 種	92,800 円。ただし、条例別表第5のオ医療職給料表(1)の職務の級3級の適用を受ける保健福祉環境技監にあつては、82,500 円
	4 種	82,500 円
	5 種	61,900 円
2 級	6 種	51,600 円
	6 種	48,200 円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
7 級	3 種	79,600 円
	4 種	70,700 円
	5 種	53,000 円
6 級	4 種	67,300 円
	5 種	50,500 円
5 級	5 種	47,900 円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	区分	給料の特別調整額
6 級	4 種	70,800 円
	5 種	53,100 円
5 級	5 種	48,100 円

備考 別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない給料の特別調整額を定める特別の事情があると人事委員会
が認める職を占める職員に支給する給料の特別調整額については、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員
の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- 1 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種上位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額未満の額
- 2 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種下位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額を超える額
- 3 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額未満の額
- 4 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額を超える額

(4) 職員の昇格実施基準

(平成30年4月1日現在)

給料表	職務	昇格前	昇格後	要件
行政職	総括課長	6～	7～	在職2年以上
	主任主査・専門職員	4～	5～	在職2年以上
	副主任・技術副主任	4～	5～	在職3年以上
	主査	3～	4～	役職5年以上
	主事・技師 (任命権者通知)	3-45(12) 1～	4～ 2～	役職2年以上 大学卒 経験5年以上 短大卒 経験8年以上 高校卒 経験10年以上
公安職	警部	4-49(12)	5～	在職3年以上
	警部補	4-69(12)	5～	在職7年以上
	巡査部長	3-73(12)	4～	在職6年以上
	巡査長	3-85(12) 2-57(12)	4～ 3～	在職6年以上 在職2年以上
研究職	主査専門研究員・主任専門研究員	2～ 2-49(12)	3～ 3～	役職2年以上 役職1年以上
	技師 (任命権者通知)	1～	2～(専門研究員)	大学卒 経験4年以上
医療職 (1)	所長・副所長	3～	4～	経験25年以上 かつ 在級10年以上 (人事委員会承認事項)
	課長・主幹	2～	3～	経験13年以上 かつ 在級6年以上
医療職 (2)	所長・保健所次長	6～	7～	在職2年以上 (人事委員会承認事項)
	主査・主査薬剤師等	4～ 4-33(12)	5～ 5～	役職4年以上 又は 在級3年以上 役職1年以上
		3～ 3-37(12)	4～ 4～	役職1年以上
	主任薬剤師等	3～ 3-37(12)	4～ 4～	役職1年以上
	薬剤師・獣医師	2-25(12) 2～	3～ 3～	大学6卒 経験3年以上 大学卒 経験6年以上
	診療放射線技師等	2-29(12) 2～	3～ 3～	大学卒 経験7年以上 短大3卒 経験8年以上 短大卒 経験9年6月以上 高校専攻科卒 経験11年以上 高校卒 経験12年以上 中学卒 経験16年以上
医療職 (3)	主査・科主任・主査保健師等	4～ 3～ 3-49(12)	5～ 4～ 4～	在級1年以上 役職2年以上
	主任保健師等	3～ 3-49(12)	4～ 4～	役職2年以上
	保健師・看護師	2-33(12) 2～	3～ 3～	大学卒 経験6年以上 短大3卒 経験7年以上 短大2卒 経験8年以上
	准看護師	1-29(12) 1～	2～ 2～	准看護師養成所卒 経験7年以上

(5) 管理職員等の範囲

a 県分に係る管理職員等の範囲(昭和41年岩手県人事委員会規則第21号(平成30年4月1日現在))

組 織		職 員
議会事務局		事務局次長 総括課長 総務課の主任主査及び主査(人事、給与、服務又は秘書の事務を担当する者に限る。)
知事の 事務局	本庁	企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書広報室長 技監 副部長 副室長 副局長 出納局長 担当技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進室長 首席ふるさと復興監 地域復興室長 科学I L C推進室長 国際室長 交通政策室長 ラグビーワールドカップ2019推進室長 廃棄物特別対策室長 若者女性協働推進室長 医療政策室長 医師支援推進室長 雇用対策・労働室長 ものづくり自動車産業復興室長 競馬改革推進室長 県産米戦略室長 総括課長 総括調査監 調査監 報道監 総務事務センター所長 政策監 調整監 ふるさと復興監 地域復興監 地域連携推進監 国際監 医師支援推進監 県産米戦略監 県産米生産復興監 県産米販売推進監 会計指導課長及び担当課長(部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。) 給与人事担当課長 組織担当課長 調査担当課長 予算担当課長 法務学事課の特命課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 審査課長 主任主査及び主査(部局等又は出納局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。) 秘書広報室の主任主査及び主査(調査に関する事務を担当する者に限る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は組織に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 法務学事課の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。)並びに守衛長
出先機 関	広域振興局	局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 審査指導監 部の室長 管理主幹 センター所長 整備事務所長 ダム建設事務所長 総務課長 林務出張所長
	東京事務所	所長 部長
	消防学校	校長
	先端科学技術研究センター	所長 副所長
	食肉衛生検査所	所長
	環境保健研究センター	所長 副所長 健康情報調査監 企画情報部長
	県民生活センター	所長
	保健所	所長 副所長 次長
	福祉総合相談センター	所長 部長 総務課長
	児童相談所	所長 総務課長
	高等看護学院	学院長 事務長
	精神保健福祉センター	所長
	杜陵学園	園長
	大阪事務所	所長
	名古屋事務所	所長
	福岡事務所	所長
	産業技術短期大学校	副校長 事務局長 教育部長
	高等技術専門学校	校長
	病虫害防除所	所長
	家畜保健衛生所	所長
	漁業取締事務所	所長 はやちね及び岩鷲の船長

組	織	職	員
	生物工学研究所	所長	
	農業研究センター	所長 副所長 畜産研究所長 部長 県北農業研究所長 企画管理部総務課長 畜産研究所の外山畜産研究室長及び種山畜産研究室長	
	林業技術センター	所長 副所長 企画総務部長	
	水産技術センター	所長 副所長 総務部長 岩手丸及び北上丸の船長	
	内水面水産技術センター	所長	
	農業大学校	校長 副校長 事務局長 教育部長	
	農業改良普及センター	所長 副所長 普及サブセンター所長	
	北上川上流流域下水道事務所	所長 総務課長	
	花巻空港事務所	所長	
教育委員会の事務局等	事務局	本庁	教育次長 教育企画室長 総括課長 課長及び担当課長（室及び課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 小中学校人事課長 県立学校人事課長 高校改革課長 教育企画室の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事
		教育事務所	所長 課長 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事
	教育機関	総合教育センター	所長 総務部長
		生涯学習推進センター	所長
		図書館	館長 副館長
		中学校	校長 副校長 教頭 事務長
		高等学校	校長 副校長 事務長 りあす丸及び海翔の船長
		特別支援学校	校長 副校長 事務長
		幼稚園	園長 教頭
	選挙管理委員会事務局	書記長	
	監査委員事務局	事務局長 総括課長 監査第一課の主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。）	
	人事委員会事務局	事務局長 総括課長 担当課長 主任主査 主査 主任 主事（公平審査を担当する者に限る。）	
	労働委員会事務局	事務局長 総括課長 主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）	
	収用委員会事務局	事務局長	
	海区漁業調整委員会事務局	事務局長	

b 市町村分に係る管理職員等の範囲(昭和41年岩手県人事委員会規則第22号(平成29年4月28日現在))

別表第1 市町村(第2条関係)

1 宮古市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 課長 産業支援センター所長 室長 (秘書室、きれいなまち推進室及び子育て支援室の室長に限る。) 総務課の係長(人事、給与、服務、職員団体及び法規審査の事務を担当する者に限る。) 財政課の係長(予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。)
	福祉事務所	所長
	総合事務所	所長
	保育所	所長
	診療所	所長 統括事務長 事務長
	歯科診療所	所長 事務長
	保健センター	所長(宮古保健センターの所長に限る。)
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長 総務課の係長(人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

2 大船渡市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部局	本庁	会計管理者 局長 部長 室長 課長 所長 次長(防災管理室の次長に限る。) 技監(水産課、建設課、住宅公園課及び簡易水道事業所の技監に限る。) 秘書広報課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐(人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。) 及び人事係長 財政課の課長補佐(予算の事務を担当する者に限る。) 及び財政係長
	市民文化会館	館長
	福祉事務所	所長
	三陸支所	支所長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長
教育委員会の事務局等	本庁	教育次長 課長 生涯学習課の課長補佐(人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
	博物館	館長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

3 花巻市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 事務局次長
市長の事務部局	本庁	部長 理事 会計管理者 部次長 課長 室長 所長(市民生活総合相談センターの所長に限る。) 総務課の課長補佐及び法規文書係長 人事課の課長補佐、人事係長及び給与係長 契約管財課の課長補佐(庁舎管理の事務を担当する者に限る。) 秘書政策課の課長補佐(秘書の事務を担当する者に限る。) 及び秘書係長 財政課の課長補佐及び財政係長 法務専門監 財務専門監
	総合支所	支所長 課長
	清掃センター	所長
	保健センター	所長
教育委員会の事務局等	事務局	部長 課長 教育企画課の課長補佐 施設管理監
	博物館	副館長
	保育園	園長(西公園保育園、湯口保育園、宮野目保育園、太田保育園、笹間保育園、大迫保育園、上瀬保育園及び成島保育園の園長に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長(花巻学校給食センター、南城学校給食センター、石鳥谷学校給食センター及び東和学校給食センターの所長に限る。)

組 織	職 員
監査委員の事務局	事務局長
農業委員会の事務局	事務局長

4 北上市

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長 課長	
市長の事務局	本庁 部長 会計管理者 参事 課長 政策企画課の課長補佐及び行政経営係長 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事厚生係長 財政課の課長補佐、財政係長及び管財係長	
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長 総務課の課長補佐
	小学校及び中学校	校長 副校長
	幼稚園	園長
	保育園	園長
	学校給食センター	所長（中央学校給食センター及び北部学校給食センターの所長に限る。）
	中央図書館	館長
埋蔵文化財センター	所長	
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

5 久慈市

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長 次長	
市長の事務局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 室長 総務課の係長 財政課の係長
	総合支所	支所長 課長
	福祉事務所	所長
	診療所	事務長
	保育園	園長（小久慈保育園の園長に限る。）
	保健センター	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局	事務局長	
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

6 遠野市

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
市長の事務局	本庁	部長 特命部長 担当部長 会計管理者 課長 担当課長 室長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 経営企画部の副主幹及び主査（予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長
	市民センター	所長 課長
	支所	支所長 課長
	清養園クリーンセンター	所長
	子育て総合支援センター	所長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 担当部長 課長 教務課の課長補佐
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局	事務局長	
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

7 一関市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 次長
市長の事務部局	本庁	市長公室長 部長 参事 技監 会計管理者 部次長 副参事 課長 室長 監 秘書課の課長補佐及び秘書係長 職員課の課長補佐（人事又は給与の事務を担当する者に限る。）、人事研修係長及び給与厚生係長 総務課の課長補佐及び法規文書係長 財政課の課長補佐、財政係長、財政企画係長及び管財係長
	支所	支所長 支所次長 課長 室長
	保健センター	所長（一関保健センターの所長に限る。）
	診療所	所長 歯科部長 事務長
	歯科診療所	所長
	保育園	園長（一関あおば保育園、大原保育園、摺沢保育園、興田保育園、猿沢保育園、千厩保育園、奥玉保育園、長坂保育園及び川崎保育園の園長に限る。）
こども園	園長	
教育委員会の事務局等	事務局	部長 部次長 課長 監 教育総務課の庶務係長 学校教育課の課長補佐（人事の事務を担当する者に限る。）
	小学校及び中学校	校長 副校長
	図書館	館長（一関図書館の館長に限る。）
	博物館	次長
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

8 陸前高田市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部局	本庁	企画理事 理事 部長 局長 次長 会計管理者 課長 室長 企画政策課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
	福祉事務所	所長
	診療所	診療所長
	保育所	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育次長 課長 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
選挙管理委員会の事務局	事務局長	
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

9 釜石市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部局	本庁	部長 副室長 危機管理監 復興管理監 事務局長 会計管理者 部次長 副本部長 課長 事務局次長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 室長（オープンシティ推進室、ラグビーワールドカップ2019推進室、国土調査推進室、世界遺産室、高規格幹線道路対策室、都市整備推進室、用地調整室、復興住宅整備室及び生活支援室の室長に限る。） 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長
	福祉事務所	所長
	保育所	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局	事務局長	
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

10 二戸市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 事務局次長
市長の事務部 局	本庁	部長 会計管理者 副部長 課長 室長（財政課財産管理室の室長に限る。） 政策推進課の副主幹及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 総務課の職員係長及び行政係長 財政課の財政係長 財政課財産管理室の財産管理係長
	総合支所	支所長 次長 課長
	福祉事務所	所長
	診療所	所長 事務長
	保育所	所長
	保育園	園長
教育委員会の 事務局等	事務局	部長 副部長 課長 教育企画係長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		書記長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

11 八幡平市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 企画財政課の課長補佐、秘書政策係長及び財政係長 総務課の課長補佐、行政係長及び管財係長
	総合支所	総合支所長
	福祉事務所	所長
	病院	院長 副院長 科長 事務局長 看護師長
	診療所	所長 事務局長
教育委員会の 事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

12 奥州市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 事務局次長
市長の事務部 局	本庁	部長 室長（ILC推進室及び行財政改革推進室の室長に限る。） 会計管理者 課長 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 秘書係長、行政係長、人事係長及び給与厚生係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長補佐（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）
	総合支所	総合支所長 課長
	福祉事務所	所長
	事務局	教育部長 課長 教育総務課の課長補佐
教育委員会の 事務局等	支所	支所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	保育所	所長（前沢保育所の所長に限る。）
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

13 滝沢市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 課長
市長の事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 室長 所長 総務課の総括主査 企画政策課の総括主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 財務課の総括主査（予算又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	事務局	教育次長 課長（担当課長を除く。） 教育総務課の総括主査（人事、給与又は服務の事務を担当する者に限る。）
教育委員会の 事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

14 雫石町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長 推進監 保健師長 総務課の課長補佐及び主査（人事、給与、服務、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 企画財政課の課長補佐及び主査（予算の事務を担当する者に限る。）
	診療所	所長 副所長 事務長 看護師長
教育委員会の 事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

15 葛巻町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	参事 課長 会計管理者 総務企画課の室長（給与、予算、法規審査及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 政策秘書課の室長
	病院	名誉院長 病院長 理事 副院長 科長 事務局長 総看護師長 看護師長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	保育園	園長（葛巻保育園の園長に限る。）
農業委員会の事務局		事務局長

16 岩手町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 会計管理者 総務課の主幹（人事、給与、服務又は予算の事務を担当する者に限る。） 所長
	事務局	教育次長
教育委員会の 事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	中央公民館	館長
農業委員会の事務局		事務局長

17 紫波町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 総務秘書主幹 財産管理主幹 室長（総務秘書室、人事室、財政調整室及び財産管理室の室長に限る。）
	情報交流館	事務局長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長
	保育所	所長（佐比内保育所の所長を除く。）
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

18 矢巾町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長 総務課の課長補佐及び職員係長
	保育園	園長
教育委員会の 事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食共同調理場	所長
農業委員会の事務局		事務局長

19 西和賀町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 会計管理者 室長 推進監 総務課の課長代理（庶務財政の事務を担当する者に限る。）
	病院	病院長 副院長 歯科科長 外科医長 歯科医長 総看護師長 事務長
	保育所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

20 金ヶ崎町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 総合政策課の課長補佐（人事、給与又はサービスの事務を担当する者に限る。）
	保健福祉センター	所長 副所長 科長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	中央生涯教育センター	所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
農業委員会の事務局		事務局長

21 平泉町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 室長 会計管理者
	保健センター	所長
	保育所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 世界遺産推進室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

22 住田町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長 総務課の課長補佐
	事務局	教育次長
教育委員会の 事務局等	保育園	園長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

23 大槌町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 部長 局長 課長 室長 総務課の主幹
	事務局	課長
教育委員会の 事務局等	義務教育学校	校長 副校長

組 織	職 員
監査委員の事務局	室長
農業委員会の事務局	事務局長

24 山田町

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
町長の事務部局	本庁 会計管理者 課長 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）
教育委員会の事務局等	事務局 教育次長 課長
	小学校及び中学校 校長 副校長

25 岩泉町

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
町長の事務部局	本庁 総務統括監 土木統括監 会計管理者 課長 総務課の総括室長
	保育園 園長（いわいずみこども園の園長に限る。）
	歯科診療所 所長
教育委員会の事務局等	事務局 教育次長
	小学校及び中学校 校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長

26 田野畑村

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
村長の事務部局	本庁 会計管理者 課長
	診療所 所長 事務長
	歯科診療所 所長 事務長
教育委員会の事務局等	事務局 教育次長
	小学校及び中学校 校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長

27 普代村

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
村長の事務部局	本庁 会計管理者 課長 室長
	診療所 所長 事務長
	歯科診療所 所長
教育委員会の事務局等	事務局 教育次長
	小学校及び中学校 校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長

28 軽米町

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
町長の事務部局	本庁 会計管理者 課長 室長
	保育園 園長（軽米保育園、小軽米保育園及び晴山保育園の園長に限る。）
	健康ふれあいセンター 所長
教育委員会の事務局等	事務局 教育次長 担当主幹
	小学校及び中学校 校長 副校長
	幼稚園 園長
選挙管理委員会の事務局	事務局長
農業委員会の事務局	事務局長

29 野田村

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
村長の事務部局	会計管理者 課長 室長
教育委員会の事務局等	事務局 教育次長
	小学校及び中学校 校長 副校長

30 九戸村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部局	本庁	会計管理者 課長 室長
教育委員会の事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長

31 洋野町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部局	本庁	会計管理者 参事 課長 室長 保健師長 総務課の課長補佐及び人事係長
	病院	院長 副院長 外科医長 内科医長 事務長 看護師長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長
教育委員会の事務局等	事務局	課長
	事務所	所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

32 一戸町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部局	本庁	部長 会計管理者 課長 総務課の課長補佐
教育委員会の事務局等	事務局	教育長 教育次長 課長 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	食育センター	所長
農業委員会の事務局		事務局長

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1 岩手県市町村総合事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者

2 北上地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 主幹 事務局次長（人事、給与、服務又は予算に関する事務を総括する者に限る。）

3 二戸地区広域行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局長補佐 会計管理者 課長 室長 所長 課長補佐

4 盛岡北部行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

5 紫波、稗貫衛生処理組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	会計管理者 事務局長 場長 場長心得

6 岩手・玉山環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

7 盛岡・紫波地区環境施設組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 所長

8 岩手県競馬組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 部長

9 岩手県沿岸知的障害児施設組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 次長

10 大船渡地区環境衛生組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

11 釜石大槌地区行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 課長

12 宮古地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 課長 総務課の庶務係長

13 岩手県自治会館管理組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者

14 盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事業所長

15 岩手中部広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 主幹

16 一関地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 課長 清掃センター所長

17 岩手沿岸南部広域環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

18 奥州金ヶ崎行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者 課長 企画総務課の主幹及び課長補佐（人事、給与又はサービスの事務を担当する者に限る。）

19 滝沢・雫石環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	会計管理者 事務局長 所長

別表第3 広域連合（第2条関係）

1 気仙広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	課長

2 久慈広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	事務局長 課長

3 岩手県後期高齢者医療広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	会計管理者 事務局長 事務局次長 総務課長

(6) 登録職員団体一覧

平成30年4月1日現在

登録番号	登録年月日	職員団体名	法人格の有無	代表者	組合員数
1	S41.10.12	岩手県教職員組合	有	佐藤淳一	3,500
2	S41.10.11	岩手県高等学校教職員組合	有	小野寺正宏	3,014
3	S41.10.11	岩手県教育委員会事務局職員組合	有	岩渕忠徳	120
4	S41.10.11	岩手県立学校事務職員組合	有	金澤信行	115
11	S41.10.29	矢巾町職員労働組合	有	川村学	165
14	S41.12.14	滝沢市職員組合	有	村上斉	212
15	S41.12.15	岩手県職員労働組合	有	小野演彦	1,823
16	S41.12.15	紫波町職員労働組合	有	橋本豊	149
19	S42.1.24	大船渡市役所職員組合		佐藤克敏	305
20	S42.2.10	陸前高田市職員労働組合	有	長野貴治	100
23	S41.10.8	金ヶ崎町職員労働組合		及川博	138
35	S45.2.24	田野畑村職員組合		佐藤智佳	16
36	S45.5.6	軽米町役場職員労働組合	有	福島貴浩	167
41	S46.2.9	普代村職員組合		高井俊一	44
42	S48.5.8	住田町職員組合		菅野享一	91
44	S54.7.4	岩手県競馬組合職員組合		福川伸夫	12
45	S55.7.23	宮古地区広域行政職員労働組合		石田知丈	13
48	H3.12.19	北上市職員労働組合		笹井健児	525
51	H12.9.22	奥州金ヶ崎行政事務組合職員労働組合		岩淵充	22
54	H17.8.8	宮古市職員労働組合		大須賀健	476
55	H17.11.25	遠野市職員労働組合		佐藤浩彦	197
56	H17.12.22	一関市職員労働組合	有	三浦順一	943
57	H18.3.3	自治労奥州市職員労働組合		及川政典	219
58	H18.3.3	自治労西和賀町職員労働組合		加藤一幸	48
59	H18.5.9	自治労連西和賀町職員組合		泉川道浩	112
60	H18.6.20	奥州市職員労働組合	有	村上幸雄	474
61	H19.3.14	久慈市職員労働組合		勝田光	280
62	H19.3.27	二戸市職員労働組合		田口貴寛	194
63	H20.8.28	八幡平市職員組合	有	佐々木宣明	227
64	H21.3.12	平泉町職員組合		菅原勇弥	100
65	H23.3.16	自治労八幡平市職員労働組合		遠藤満	77
66	H24.3.19	花巻市職員労働組合	有	小野寺理	672
計		32団体			

(7) 号別区分表

(平成30年3月15日付人委職第254号岩手県人事委員会委員長通知(平成30年4月1日施行))

1 人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所

労基法別表第一号別	事業内容	事業又は事務所の名称	事務所数
第12号	教育・研究・調査	消防学校 先端科学技術研究センター 環境保健研究センター 高等看護学院[3] 産業技術短期大学校本校 産業技術短期大学校水沢校 高等技術専門学校[3] 生物工学研究所 農業研究センター(畜産研究所及び県北農業研究所を除き、研究室を含む。) 農業研究センター畜産研究所(畜産研究室を含む。) 農業研究センター県北農業研究所 林業技術センター 水産技術センター 内水面水産技術センター 農業大学校 中学校 高等学校(分校は本校を含む。)[64] 特別支援学校(分校は本校を含む。)[13] 総合教育センター 生涯学習推進センター 図書館 警察学校	101
官公署の事業(労基法別表第一に掲げる事業を除く。)		知事部局本庁 広域振興局(行政センター、保健福祉環境部、保健福祉環境センター、県南広域振興局農政部農村整備室、整備事務所及びダム建設事務所を除く。)[4] 行政センター[10] 県南広域振興局農政部農村整備室 整備事務所 東京事務所 県民生活センター 福祉総合相談センター(障がい保健福祉部を除く。) 児童相談所[2] 大阪事務所 名古屋事務所 福岡事務所 病虫害防除所 家畜保健衛生所[3] 漁業取締事務所 農業改良普及センター(普及サブセンターを含む。)[9] 県議会事務局 教育委員会事務局本庁 教育事務所[6] 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 警察本部(鉄道警察隊及び警察航空隊を含む。) 機動捜査隊(分駐隊を含む。) 運転免許課(自動車運転免許試験場及び運転免許センターを含む。) 交通機動隊(分駐隊を含む。) 高速道路交通警察隊(分駐隊及び分遣班を含む。) 機動隊 警察署(交番その他の派出所及び駐在所を含む。)[16] 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会	76
			177

2 労働基準監督署が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所

労基法別表第一号別	事業内容	事業又は事務所の名称	事務所数
第1号	製造・加工	施設総合管理所 県南施設管理所	2
第3号	土木・建築	ダム建設事務所 流域下水道事務所	2
第4号	運送	空港事務所	1
第12号	教育・研究・調査	○福祉の里センター ○視聴覚障がい者情報センター ○いわて子どもの森 ○青少年の家[3] ○博物館 ○美術館 ○埋蔵文化財センター ○野外活動センター	10
第13号	保健衛生	広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境センター[9] 食肉衛生検査所 保健所[9] 福祉総合相談センター障がい保健福祉部 精神保健福祉センター 杜陵学園 県立病院[20] 附属診療所[8] 特別支援学校寄宿舎[8] ○リハビリテーションセンター ○療育センター	60
第14号	旅館・接客業	議員会館 ○県民活動交流センター ○ふれあいランド岩手 ○産業文化センター ○公会堂 ○花巻広域公園 ○御所湖広域公園 ○県民会館 ○体育館 ○野球場 ○スケート場 ○武道館 ○運動公園	13
官公署の事業(労基法別表第一に掲げる事業を除く。)		医療局本庁 企業局本庁	2
			90

注1 []内の数は事業又は事務所数を示すものである。

2 ○を付した事業又は事務所は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき管理を委託しているものである。

(8) 市町村等公平事務委託状況一覧

(平成30年4月1日現在)

区分	受託市町村等	公平委員会
市	宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市	盛岡市 1
町	雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町 西和賀町 金ヶ崎町 平泉町 住田町 大槌町 山田町 岩泉町 軽米町 洋野町 一戸町	15
村	田野畑村 普代村 野田村 九戸村	4
一部事務組合	岩手県市町村総合事務組合 大船渡地区消防組合 北上地区広域行政組合 二戸地区広域行政事務組合 盛岡北部行政事務組合 紫波・稗貫衛生処理組合 岩手・玉山環境組合 盛岡・紫波地区環境施設組合 岩手県競馬組合 岩手県沿岸知的障害児施設組合 大船渡地区環境衛生組合 釜石大槌地区行政事務組合 宮古地区広域行政組合 北上地区消防組合 岩手県自治会館管理組合 盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合 岩手中部広域行政組合 一関地区広域行政組合 岩手沿岸南部広域環境組合 奥州金ヶ崎行政事務組合 滝沢・雫石環境組合	盛岡地区衛生処理組合 盛岡地区広域消防組合 21
広域連合	気仙広域連合 久慈広域連合 岩手県後期高齢者医療広域連合	3
計	13市 15町 4村 21一部事務組合 3広域連合	56 1市 2組合 3

注1) 平成29年度の公平事務委託経常費（一般経常費）の総額は、2,599千円である。

注2) 平成20年度から経常費負担額の算定方法の見直しを行い、公平審査分人件費（審査負担金）を除く経常費（一般経常費）負担総額を2,400千円とし、この額を団体規模に関係なく請求する均等割（一律10,000円）及び委託市町村の職員規模に応じて按分される職員数割により算出し、請求する方式とした。また、公平審査事案が発生した団体においては、審査負担金として1件当たり200,000円を経常費に加算して請求することとした。

注3) 平成28年度から経常費負担額の見直しを行い、経常費（一般経常費）負担総額を2,600千円、均等割額を一律11,000円、審査負担金を1件当たり210,000円とした。また、地方公務員法の改正により、退職管理に係る業務が公平委員会の委託事務に追加されることとなるため、退職管理の案件が発生した団体においては、退職管理業務負担金として1件あたり50,000円を経常費に加算して請求することとした。